

国の行政機関、独立行政法人、  
特殊法人等ガイドブック

- 鳥取県版 -

令和5年7月

総務省 中国四国管区行政評価局

## 前書き

本ガイドブックでは、鳥取県に所在する国の行政機関、独立行政法人、特殊法人等について、その所在地や各種問合せ先を始め、設置根拠、所掌事務、組織等の概略を収録しています。

総務省中国四国管区行政評価局が各機関の協力を得て、原則として2023年（令和5年）4月1日の状況を取りまとめたものであり、各機関の業務内容等に関する理解が深まること、また、各種問合せ等にご活用いただくことに寄与できれば幸いです。

### 《 収録事項 》

機関名、郵便番号、所在地、電話（FAX）番号、ホームページアドレス、設置根拠、所掌事務（又は事業内容）、管轄区域（又は事業区域）、組織（及び職員数）、情報公開・個人情報保護窓口、相談・案内窓口、電子申請制度窓口、モニター制度窓口等

\*組織図の表示について、——は当該機関等の内部組織、-----は下部機関、-----は施設等機関であること、..... は当該機関等の上部機関が県外に所在することを示す。

### 《 参考：独立行政法人、特殊法人とは 》

独立行政法人：各府省の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、それを担当する機関として独立の法人格を有しているもの。

特殊法人：政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的経営になじむものである等の場合に、特別な法律によって設立される法人。

# 目 次

## 国 の 行 政 機 関

### 内閣府

#### [警察庁]

<a href="#">中国四国管区警察局 鳥取県情報通信部</a> .....	1
--	---

### 総務省

<a href="#">中国四国管区行政評価局 地域総括評価官</a> .....	2
<a href="#">(在鳥取行政監視行政相談センター)</a>	

### 法務省

<a href="#">鳥取地方法務局</a> .....	4
<a href="#">鳥取保護観察所</a> .....	6
<a href="#">広島出入国在留管理局 境港出張所</a> .....	7
<a href="#">松江刑務所 米子拘置支所</a> .....	8
<a href="#">鳥取刑務所</a> .....	9
<a href="#">広島少年鑑別所 鳥取少年鑑別支所</a> .....	10

#### [検察庁]

<a href="#">鳥取地方検察庁 支部 (2)、区検察庁 (3)</a> .....	11
---	----

### 財務省

<a href="#">中国財務局 鳥取財務事務所</a> .....	13
<a href="#">神戸税関 境税関支署</a> .....	15

#### [国税庁]

<a href="#">広島国税局 税務署 (3)</a> .....	17
-------------------------------------	----

### 厚生労働省

<a href="#">中国四国厚生局 鳥取事務所</a> .....	19
<a href="#">鳥取労働局、労働基準監督署 (3)、公共職業安定所等 (7)</a> .....	20
<a href="#">広島検疫所 境出張所、米子空港出張所</a> .....	25

### 農林水産省

<a href="#">中国四国農政局地方参事官 (鳥取県担当)</a> .....	26
<a href="#">神戸植物防疫所広島支所 境港出張所</a> .....	27
<a href="#">動物検疫所神戸支所 米子空港出張所</a> .....	28

[林野庁]

[近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署](#) ..... 2 9

[水産庁]

[境港漁業調整事務所](#) ..... 3 1

## 国土交通省

[中国地方整備局 鳥取河川国道事務所、出張所等 \(6\)](#) ..... 3 3

[倉吉河川国道事務所、出張所 \(2\)](#)

[日野川河川事務所、管理支所 \(1\)](#)

[境港湾・空港整備事務所](#)

[中国運輸局 鳥取運輸支局](#) ..... 3 9

[大阪航空局 美保空港事務所](#) ..... 4 2

[気象庁]

[大阪管区气象台 鳥取地方气象台](#) ..... 4 3

[海上保安庁]

[第八管区海上保安本部 境海上保安部、鳥取海上保安署、美保航空基地](#) .. 4 4

## 環境省

[中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所](#) ..... 4 6

[近畿地方環境事務所 浦富自然保護官事務所](#) ..... 4 6

## 防衛省

[中国四国防衛局 美保防衛事務所](#) ..... 4 8

[陸上自衛隊中部方面隊第13旅団 第8普通科連隊 \(米子駐屯地\)](#) ..... 4 9

[航空自衛隊航空支援集団 第3輸送航空隊](#) ..... 5 1

[陸・海・空自衛隊の共同機関]

[自衛隊鳥取地方協力本部](#) ..... 5 2

## 独立行政法人

(法務省所管)

[日本司法支援センター \(法テラス\) 鳥取地方事務所 \(法テラス鳥取\)](#) ..... 5 4

[法テラス鳥取法律事務所](#)

[法テラス倉吉法律事務所](#)

(文部科学省所管)

[独立行政法人 国立高等専門学校機構 米子工業高等専門学校](#) ..... 5 6

(厚生労働省所管)

<u>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鳥取支部</u> .....	5 8
<u>鳥取支部 鳥取障害者職業センター</u>	
<u>鳥取支部 鳥取職業能力開発促進センター</u> <u>(ポリテクセンター鳥取)</u>	
<u>鳥取支部 鳥取職業能力開発促進センター</u> <u>米子訓練センター (ポリテクセンター米子)</u>	
<u>独立行政法人 労働者健康安全機構 山陰労災病院</u> .....	6 1
<u>同 鳥取産業保健総合支援センター</u> .....	6 3
<u>独立行政法人 国立病院機構 鳥取医療センター</u> .....	6 4
<u>同 米子医療センター</u> .....	6 5

(農林水産省所管)

<u>国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構</u> .....	6 7
<u>果樹茶業研究部門 鳥取ナシ育種研究サイト</u>	
<u>国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター</u> .....	6 8
<u>中国四国整備局 鳥取水源地林整備事務所</u>	
<u>独立行政法人 家畜改良センター 鳥取牧場</u> .....	6 9

(経済産業省所管)

<u>独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 鳥取貿易情報センター</u> .....	7 0
--	-----

(国土交通省所管)

<u>独立行政法人 自動車技術総合機構 中国検査部鳥取事務所</u> .....	7 1
<u>独立行政法人 自動車事故対策機構 鳥取支所</u> .....	7 2

**特 殊 法 人 等**

(総務省所管)

<u>西日本電信電話株式会社 鳥取支店</u> .....	7 3
<u>日本放送協会 鳥取放送局</u> .....	7 6
<u>米子支局</u> .....	7 6

(総務省、文部科学省所管)

<u>放送大学学園 放送大学鳥取学習センター</u> .....	7 7
----------------------------------	-----

(財務省所管)

[日本たばこ産業株式会社 鳥取支社](#) ..... 7 8

(財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省所管)

[株式会社 日本政策金融公庫 鳥取支店](#) ..... 7 9

[米子支店](#) ..... 7 9

(厚生労働省所管)

[日本年金機構](#) ..... 8 0

[全国健康保険協会 鳥取支部](#) ..... 8 1

(農林水産省所管)

[日本中央競馬会 米子場外勝馬投票券発売所](#) ..... 8 3

(経済産業省所管)

[株式会社 商工組合中央金庫 鳥取支店](#) ..... 8 4

[米子支店](#) ..... 8 4

(国土交通省所管)

[日本貨物鉄道株式会社 関西支社岡山支店 米子営業所](#) ..... 8 5

[西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所](#) ..... 8 6

**国 立 大 学 法 人**

(文部科学省所管)

[国立大学法人 鳥取大学 鳥取キャンパス](#) ..... 8 7

[米子キャンパス](#) ..... 8 7

[国立大学法人 岡山大学 惑星物質研究所](#) ..... 8 9

[警察庁（中国四国管区警察局）]

鳥取県情報通信部 〒680-8520 鳥取市東町1丁目271番地（鳥取県警察本部内）

T E L (0857) 23-0110

（中国四国管区警察局ホームページアドレス） <https://www.chugokushikoku.npa.go.jp/>

<設置根拠>

警察法施行規則第140条

府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則（国家公安委員会規則）

<所掌事務>

管区警察局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務

<管轄区域>

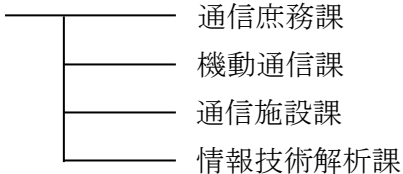
鳥取県

<組織>

中国四国管区警察局



鳥取県情報通信部



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課 T E L (082) 228-6411

<相談・案内窓口>

中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課 T E L (082) 228-6411

(中国四国管区行政評価局)

地域総括評価官 (在鳥取行政監視行政相談センター)

〒680-0845 鳥取市富安 2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎

T E L (0857) 24-5541

(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/tottori.html>

<設置根拠>

総務省組織規則第 224 条

<担当事務>

- (1) 中国四国管区行政評価局の所掌事務のうち重要事項に関するもの
- (2) 各行政機関の業務、独立行政法人等の業務（下記\*a~d）、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること
  - \* a 独立行政法人の業務
  - b 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の業務
  - c 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の2分の1以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
  - d 国の委任又は補助に係る業務
- (3) 行政相談委員に関すること
- (4) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、行政手続法及び行政不服審査法に係る案内を行う「情報公開・行政手続制度案内所」に関すること
- (5) 行政機関が行う政策の評価に関する法律第 22 条の政策評価情報の所在案内窓口に関すること

<担当区域>

鳥取県



### <組織及び職員数>

中国四国管区行政評価局（広島市）

└─── 地域総括評価官（鳥取行政監視行政相談センター）（職員数：8人）

〔 行政監視行政相談課  
主任行政相談官 〕

### <情報公開・個人情報保護窓口>

- 中国四国管区行政評価局総務行政相談部総務課  
T E L (082) 228-6171
- 鳥取行政監視行政相談センター行政監視行政相談課  
T E L (0857) 24-5541

### <相談・案内窓口>

- 総務省行政相談センター きくみみ鳥取（国の行政に関する相談窓口）  
行政苦情 110 番  
T E L (0570) 090110（全国共通）  
T E L (0857) 26-1100  
F A X (0857) 24-5942  
(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/tottori/tottori23.html>
- 情報公開・行政手続制度案内所  
T E L (0857) 24-5542  
(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/tottori/tottori09.html>
- 政策評価情報の所在案内窓口  
T E L (0857) 24-5542  
(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/tottori/tottori10.html>

## 法 務 省

**鳥取地方法務局** 〒680-0011 鳥取市東町 2-302 鳥取第 2 地方合同庁舎  
T E L (0857) 22-2191 F A X (0857) 37-1022  
(ホームページアドレス) <http://houmukyoku.moj.go.jp/tottori/index.html>

(下部機関)

**倉吉支局** 〒682-0816 倉吉市駄経寺町 2-15  
T E L (0858) 22-4108 F A X (0858) 22-4109

**米子支局** 〒683-0845 米子市旗ヶ崎 2-10-12  
T E L (0859) 22-6161 F A X (0859) 34-2735

### <設置根拠>

- <地方法務局> 法務省設置法第 15 条、法務省組織令第 66 条
- <支 局> 法務省設置法第 19 条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第 1 条及び第 3 条

### <所掌事務>

<地方法務局>

不動産登記、商業・法人登記、成年後見登記（証明書交付事務のみ）  
動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）  
債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）  
電子認証、法定相続情報証明、実質的支配者リスト証明、供託、遺言書保管、戸籍、国籍、  
訟務、人権擁護

<支 局>

不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ）  
動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）  
債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）  
電子認証、法定相続情報証明、供託、遺言書保管、戸籍、  
国籍（米子支局のみ）、人権擁護

### <管轄区域>

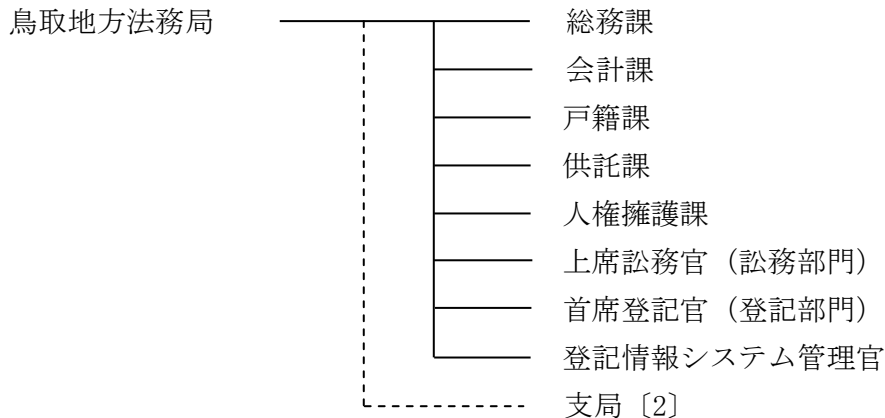
<地方法務局>

鳥取県

<支 局>

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表に定める区域内

<組織及び職員数> (職員数：71人)



<情報公開・個人情報保護窓口>

鳥取地方法務局総務課

T E L (0857) 22-2191

F A X (0857) 37-1022

<相談・案内窓口>

- 土地・建物、会社・法人等の証明書の係 T E L (0857) 22-2195
- 法定相続情報、実質的支配者リストの証明書の係 T E L (0857) 22-2293
- 成年後見等の証明書の係 T E L (0857) 22-2260
- 供託、遺言書保管 T E L (0857) 22-2287
- 人権相談 T E L (0570) 003-110
- 女性の人権ホットライン T E L (0570) 070-810
- 子どもの人権 110 番 T E L (0120) 007-110
- ご意見・ご要望

(ホームページアドレス) <https://houmukyoku.moj.go.jp/houmukyokumail/iken.php?id=032>

- インターネット人権相談受付窓口

(ホームページアドレス) <https://www.jinken.go.jp/>

<電子申請制度窓口>

登記・供託オンライン申請システム

(ホームページアドレス) <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>

鳥取保護観察所 〒680-0842 鳥取市吉方 109 鳥取第 3 地方合同庁舎

T E L (0857) 22-3518

Mail:tottori-hogo-common@i.moj.go.jp

(ホームページアドレス) [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_k\\_tottori\\_tottori.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_tottori_tottori.html)

米子駐在官事務所 〒683-0067 米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎

T E L (0859) 34-7001

#### <設置根拠>

法務省設置法第 15 条、第 24 条、法務省組織令第 75 条

#### <所掌事務>

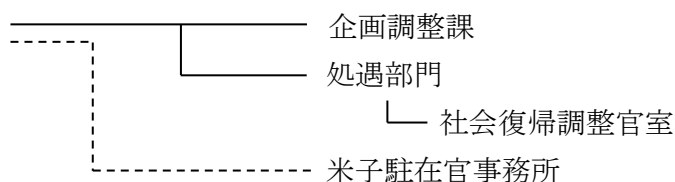
保護観察の実施、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、恩赦の上申、犯罪予防活動、医療観察の実施、犯罪被害者等施策の実施など

#### <管轄区域>

鳥取県

#### <組織及び職員数>

鳥取保護観察所  
(職員数：12 人)



#### <情報公開・個人情報保護窓口>

企画調整課

T E L (0857) 22-3518

#### <相談・案内窓口>

企画調整課

T E L (0857) 22-3518

**(広島出入国在留管理局)**

**境港出張所**

〒684-0055 境港市佐斐神町 1634 米子空港ビル 3 階

T E L (0859) 47-3600

(出入国在留管理庁ホームページアドレス) <http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

<設置根拠>

法務省設置法第 33 条、地方出入国在留管理局組織規則第 20 条

<所掌事務>

出入国の管理に関する事務、外国人の在留に関する事務、外国人の退去強制に関する事務の一部、難民の認定に関する事務の一部、外国人の受入れ環境の整備に関する事務

<管轄区域>

【出入国審査】 鳥取県の海岸、島根県東部の海岸の一部及び島嶼部、米子空港、鳥取空港

【在留審査】 鳥取県、島根県

<組 織>

(広島出入国在留管理局) ——— 境港出張所

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島出入国在留管理局総務課

T E L (082) 221-4411

<相談・案内窓口>

○ 広島出入国在留管理局総務課

T E L (082) 221-4411

○ 境港出張所

T E L (0859) 47-3600

○ 外国人在留総合インフォメーションセンター

T E L 0570-013904

(03) 5796-7112 (IP 電話、PHS、海外から)

## 松江刑務所

### 米子拘置支所

〒683-0841 米子市上後藤 6-15-1

T E L (0859) 29-2541

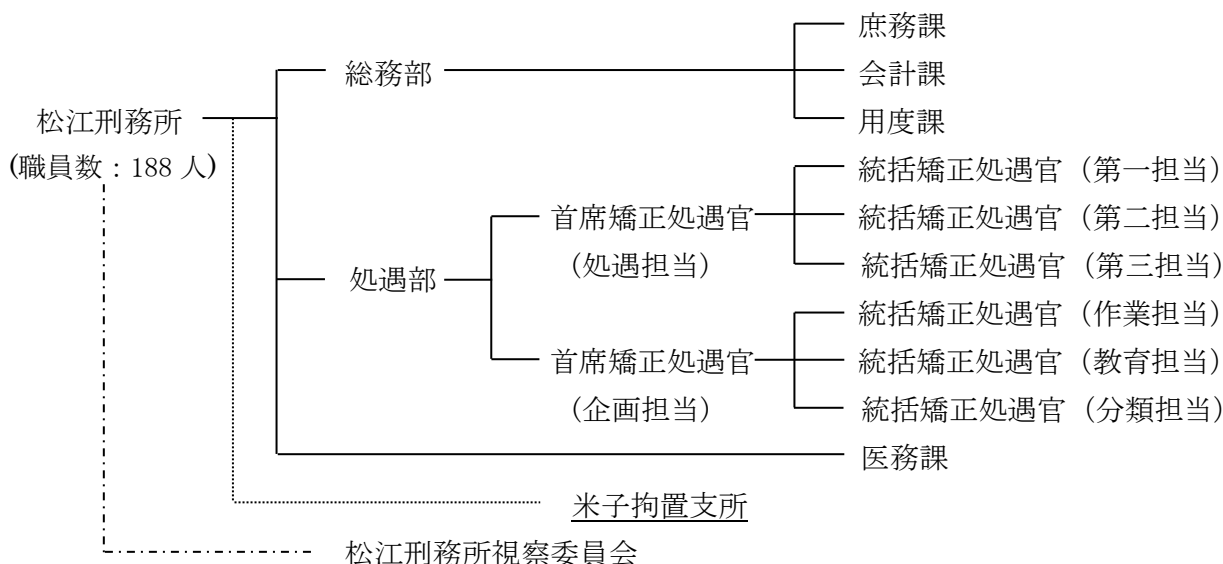
#### <設置根拠>

法務省設置法第8条、第9条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第7条

#### <所掌事務>

懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者及び刑事訴訟法の規定により勾留される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う

#### <組織及び職員数>



#### <情報公開・個人情報保護窓口>

広島矯正管区総務課

T E L (082) 223-8161

#### <相談・案内窓口>

松江刑務所総務部庶務課

T E L (0852) 23-2222

鳥取刑務所

〒680-1192 鳥取市下味野 719

T E L (0857) 53-4191

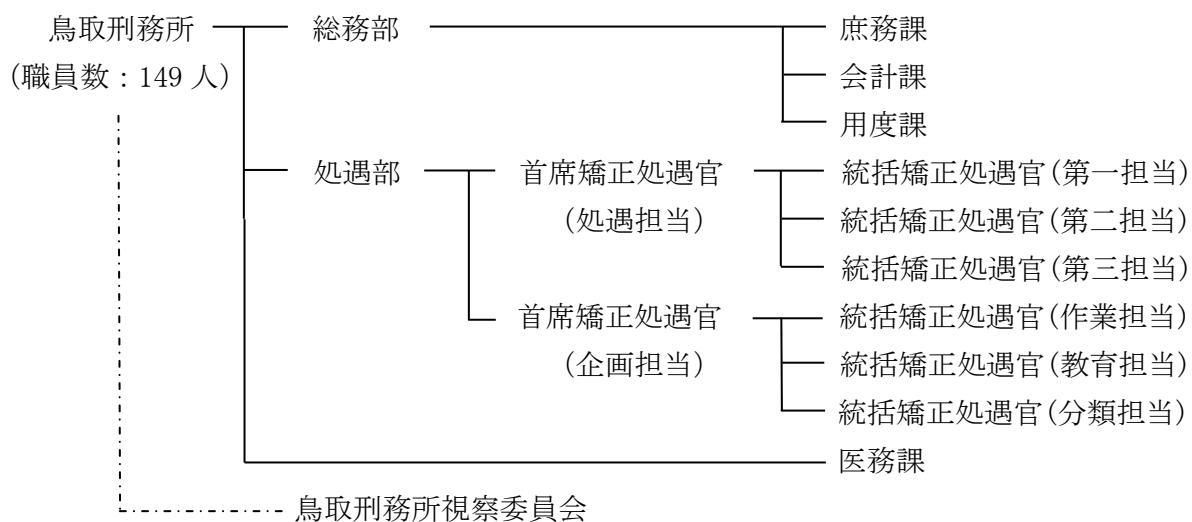
### <設置根拠>

法務省設置法第8条、第9条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第7条

### <所掌事務>

懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法の規定により勾留される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う

### <組織及び職員数>



### <情報公開・個人情報保護窓口>

広島矯正管区総務課

T E L (082) 223-8161

### <相談・案内窓口>

鳥取刑務所庶務課

T E L (0857) 53-4191

**広島少年鑑別所**

**鳥取少年鑑別支所**

〒680-0007 鳥取市湯所町 2-417

T E L (0857) 23-4441

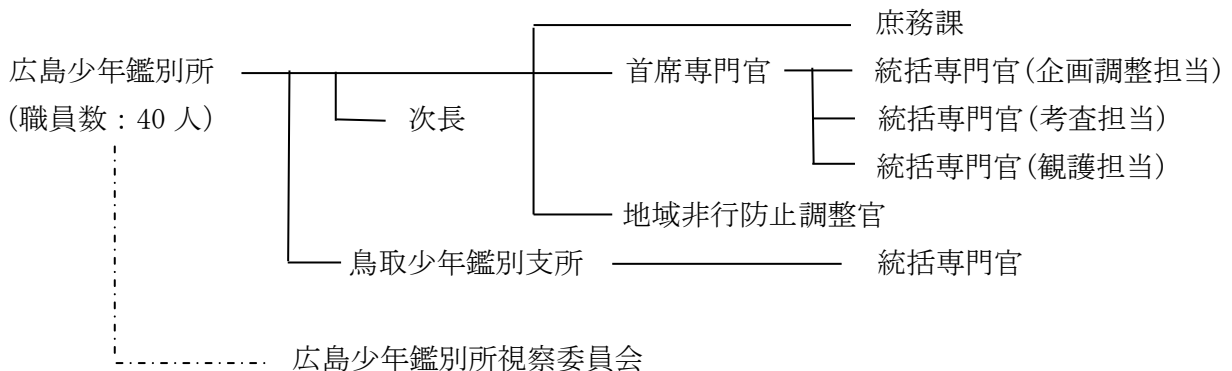
**<設置根拠>**

法務省設置法第 8 条、第 11 条、少年院及び少年鑑別所組織規則、少年鑑別所法第 7 条

**<所掌事務>**

- ・少年鑑別所法第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による鑑別の対象となる者の鑑別を行う
- ・少年法第 17 条第 1 項第 2 号の観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者その他法令の規定により少年鑑別所に收容すべきこととされる者及び收容することができることとされる者を收容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行う
- ・少年鑑別所法の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行う

**<組織及び職員数>**



**<情報公開・個人情報保護窓口>**

広島矯正管区総務課

T E L (082) 223-8161

**<相談・案内窓口>**

鳥取少年鑑別支所

T E L (0857) 23-4441



## [検察庁]

**鳥取地方検察庁** 〒680-0022 鳥取市西町 3-201  
T E L (0857) 22-4171 F A X (0857) 37-0189  
(ホ-ムペ-ジ アドレ ス) <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/tottori/>

**倉吉支部** 〒682-0822 倉吉市葵町 719  
T E L (0858) 23-0831 F A X (0858) 22-1261

**米子支部** 〒683-0067 米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎  
T E L (0859) 22-5101 F A X (0859) 35-0810

**鳥取区検察庁** 〒680-0022 鳥取市西町 3-201  
T E L (0857) 22-4171 F A X (0857) 37-0189

**倉吉区検察庁** 〒682-0822 倉吉市葵町 719  
T E L (0858) 23-0831 F A X (0858) 22-1261

**米子区検察庁** 〒683-0067 米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎  
T E L (0859) 22-5101 F A X (0859) 35-0810

## <設置根拠>

検察庁法第 2 条

## <所掌事務>

### 1 地方検察庁（支部を含む）

(1) 地方裁判所及び家庭裁判所の管轄に属する刑事事件の捜査、起訴・不起訴の決定及び公判の遂行に関する事項、少年の刑事事件を家庭裁判所に送致する事項、懲役・禁錮及び罰金等徴収金の執行に関する事項等

(2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行

### 2 区検察庁

(1) 簡易裁判所の管轄に属する刑事事件（比較的軽微なもの）の捜査、起訴・不起訴の決定及び公判遂行に関する事項、懲役及び罰金等徴収金の執行に関する事項等

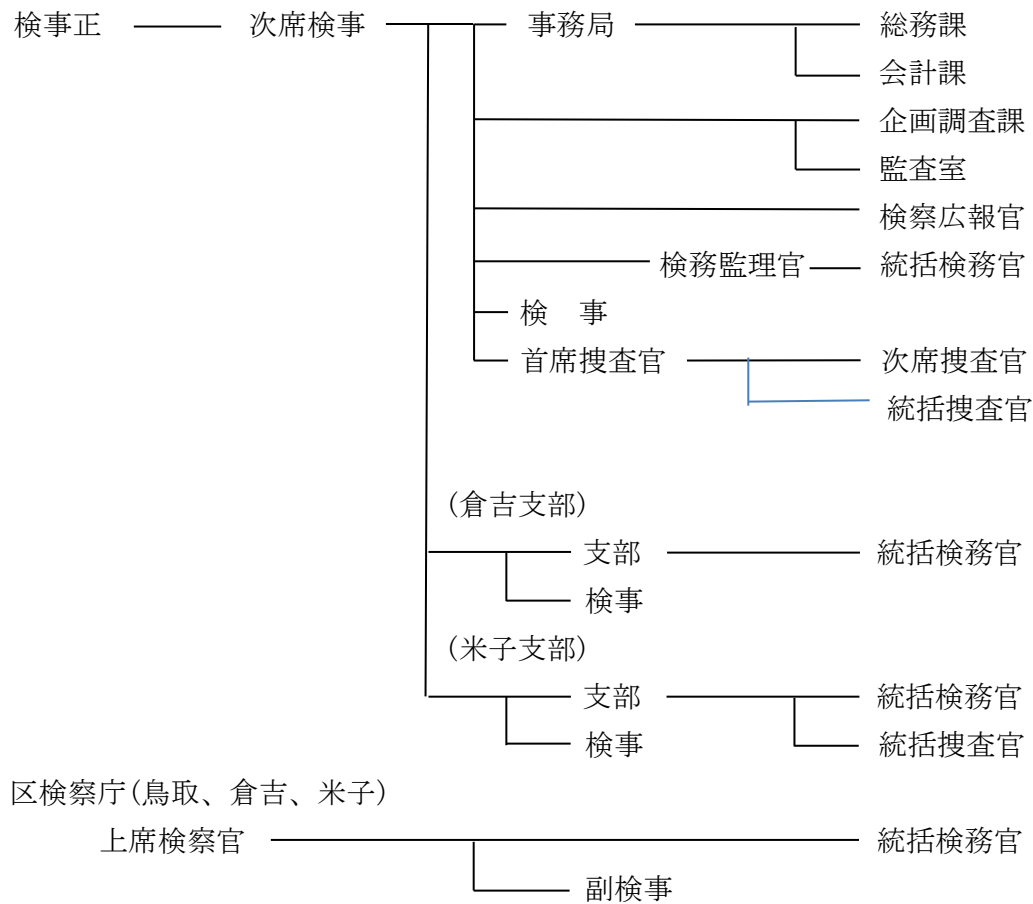
(2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行

## <管轄区域>

鳥取地方検察庁	鳥取市、岩美郡、八頭郡
鳥取地方検察庁倉吉支部	倉吉市、東伯郡
鳥取地方検察庁米子支部	米子市、境港市、西伯郡、日野郡
鳥取区検察庁	鳥取市、岩美郡、八頭郡
倉吉区検察庁	倉吉市、東伯郡
米子区検察庁	米子市、境港市、西伯郡、日野郡

<組織及び職員数> (職員数：81人)

鳥取地方検察庁



<情報公開・個人情報保護窓口>

鳥取地方検察庁企画調査課

T E L (0857) 22-4174

<相談・案内窓口>

- 鳥取地方検察庁 被害者支援室

被害者ホットライン

T E L ・ F A X (0857) 22-4177

受付時間：月曜～金曜日（祝日等を除く）午前8時30分～午後5時15分

上記時間外は、留守番電話やF A Xで受け付けております。

- 各種窓口案内

(ホームページアドレス) <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/tottori/seido>

(中国財務局)

鳥取財務事務所

〒680-0845 鳥取市富安 2-89-4 鳥取第 1 地方合同庁舎

T E L (0857) 26-2295 F A X (0857) 27-1010

(ホームページアドレス) <http://chugoku.mof.go.jp/tottori/>

<設置根拠>

財務事務所 財務省設置法第 15 条第 1 項、財務省組織令第 83 条

<所掌事務>

- (1) 国の予算、決算及び会計に関する事務処理の統一に関すること
- (2) 国の予算の作成に関する地方情勢その他の調査に関すること
- (3) 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関すること
- (4) 企業の経理の実態に関する統計を作成すること
- (5) 国債に関すること
- (6) たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること
- (7) 財政融資資金の運用並びに融通先についての調査及び実地監査に関すること
- (8) 国内資金運用の調整に関すること
- (9) 地方債に関すること
- (10) 地方経済に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること
- (11) 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること
- (12) 国有財産の総括に関すること
- (13) 普通財産の管理及び処分に関すること
- (14) 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第 5 条に規定する特定国有財産整備計画に関すること
- (15) 国家公務員の宿舍の設置（合同宿舍については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舍の管理に関する事務の総括に関すること
- (16) 次に掲げる者の監督に関すること
  - イ 金融機関
  - ロ 銀行持株会社
  - ハ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第 92 条の 2 第 2 項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第 106 条第 2 項に規定する特定信用事業代理業を行う者
  - ニ 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第 92 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第 110 条第 2 項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む者
  - ホ 少額短期保険持株会社
  - ヘ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
  - ト 金融商品取引業を行う者
  - チ 投資法人
  - リ 高速取引行為者

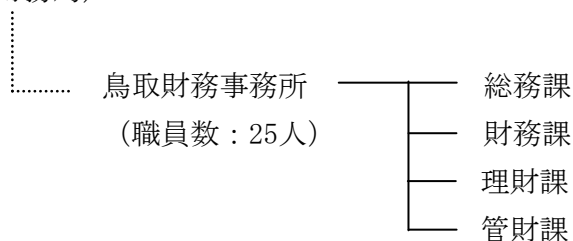
- ヌ 信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第 50 条の 2 第 1 項 の登録を受けた者
- ル 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関
- ヲ 特定金融会社等
- ワ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者
- カ 前払式支払手段発行者
- ヨ 資金移動業を営む者
- タ 暗号資産交換業を行う者
- レ 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項に規定する者をいう。）
- ソ 金融サービス仲介業を行う者

### <管轄区域>

鳥取県

### <組織及び職員数>

(中国財務局)



### <情報公開・個人情報保護窓口>

(ホームページアドレス) <http://chugoku.mof.go.jp/jouhoukoukai/soumu/madoguchi.htm>

### <各種相談・情報受付窓口>

(ホームページアドレス) <http://chugoku.mof.go.jp/koho/kakushumadoguchi.htm>

### <電子申請・届出窓口>

(ホームページアドレス) <http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>

金融庁電子申請システム（財務事務所における行政手続きのうち、金融・証券等に関する一部の申請や届出に限る。）

**(神戸税関)**

**境税関支署**

〒684-0034 境港市昭和町 11-18

T E L (0859) 42-2228 F A X (0859) 42-3893

(神戸税関ホームページアドレス) <http://www.customs.go.jp/kobe/index.htm>

(メールアドレス) [kobe-sakai@customs.go.jp](mailto:kobe-sakai@customs.go.jp)

**(下部機関)**

**鳥取監視署**

〒680-0845 鳥取市富安 2-89-4 鳥取第 1 地方合同庁舎

T E L (0857) 25-1115 F A X (0857) 25-1116

**<設置根拠>**

<税関支署> 財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 1 項

<監視署> 財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 3 項

**<所掌事務>**

<税関支署>

- (1) 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関する事
- (2) 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事
- (3) 保税制度の運営に関する事
- (4) 通関業の監督に関する事
- (5) 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事
- (6) 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事
- (7) 金の輸出入の規制に関する事
- (8) 法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収に関する事
- (9) 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関する事
- (10) 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関する事

<監視署>

関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事務

**<管轄区域>**

<境税関支署>

鳥取県

島根県のうち

松江市、出雲市、安来市、雲南市、仁多郡、飯石郡及び隠岐郡

<監視区域>

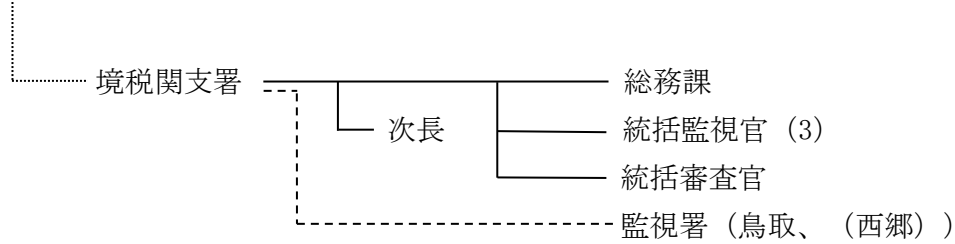
<鳥取監視署>

鳥取県のうち

鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、東伯郡

<組織>

(神戸税関)



<情報公開・個人情報保護窓口>

境税関支署総務課

T E L (0859) 42-2228

F A X (0859) 42-3893

<相談・案内窓口>

境税関支署総務課

T E L (0859) 42-2228

F A X (0859) 42-3893

密輸ダイヤル (24 時間受付)

T E L 0120-461-961

**[国税庁（広島国税局）]**

**鳥取税務署** 〒680-8541 鳥取市富安 2-89-4 鳥取第 1 地方合同庁舎  
T E L (0857) 22-2141

**米子税務署** 〒683-8691 米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎  
T E L (0859) 32-4121

**倉吉税務署** 〒682-8522 倉吉市上井 587-1  
T E L (0858) 26-2721

(広島国税局ホームページアドレス)

<https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

**<設置根拠>**

財務省設置法第 24 条、財務省組織規則第 544 条及び別表第九

**<所掌事務>**

国税の賦課徴収に関する事務等

**<管轄区域>**

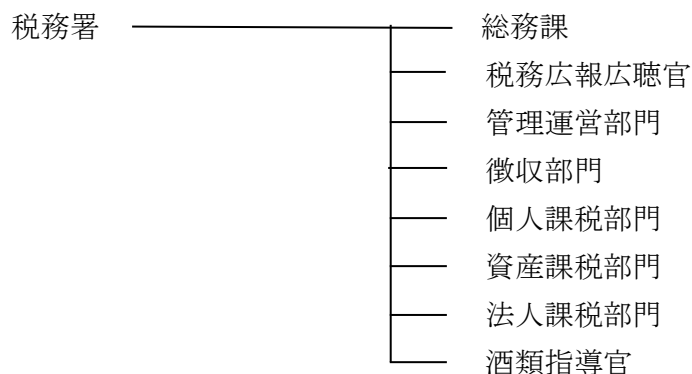
管轄区域の概略（詳細は財務省組織規則別表第九（第 544 条関係）参照）

鳥取税務署 鳥取市、岩美郡、八頭郡

米子税務署 米子市、境港市、西伯郡、日野郡

倉吉税務署 倉吉市、東伯郡

**<組織>**



(注) 税務署の規模により部門の種類や部門数が異なる

## <情報公開・個人情報保護窓口>

<国税局>

広島国税局総務課（情報公開室）

T E L (082) 221-9211（代表）

<税務署>

各税務署総務課

## <相談・案内窓口>

[一般的な税務相談]

- タックスアンサー（国税庁ホームページ）

（ホームページアドレス）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

- チャットボット（国税庁ホームページ）

（ホームページアドレス）

<https://www.chat.nta.go.jp/>

- 電話相談センター（広島国税局総括税務相談官）

最寄りの税務署に電話をかけ、音声案内に従って「1」を選択

[個別的な税務相談]

- 最寄りの税務署

最寄りの税務署に電話をかけ、音声案内に従って「2」を選択

## <電子申請制度窓口>

- 国税電子申告・納税システム（e-Tax）

（ホームページアドレス） <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

## <モニター制度窓口>

広島国税局国税広報広聴室

T E L (082) 221-9211（代表）



## 厚生労働省

### (中国四国厚生局)

#### 鳥取事務所

〒680-0842 鳥取市吉方 109 鳥取第3 地方合同庁舎 2 階

T E L (0857) 30-0860

(ホームページアドレス) [https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/bu\\_ka/tottori/index.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/bu_ka/tottori/index.html)

### <設置根拠>

厚生労働省設置法第 17 条、第 18 条、厚生労働省組織令第 152 条  
厚生労働省組織規則第 735 条の 2

### <所掌事務>

- (1) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査
- (2) 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定
- (3) 基本診療料及び特掲診療料の施設基準等及び入院時食事療養費等に関する届出等
- (4) 健康保険事業、全国健康保険協会が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する指導・監査
- (5) 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録事務等
- (6) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任契約の締結・登録事務等
- (7) 中国地方社会保険医療協議会鳥取部会の運営

### <管轄区域>

鳥取県

### <組織>

中国四国厚生局長 ——— 指導総括管理官 …………… 鳥取事務所 ——— 審査課  
指導課

### <情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国厚生局総務課 T E L (082) 223-8181

### <相談・案内窓口>

鳥取事務所 T E L (0857) 30-0860

**鳥取労働局** 〒680-8522 鳥取市富安 2-89-9

**総務部**

総務課 TEL (0857) 29-1700 FAX (0857) 22-3649

労働保険徴収室 TEL (0857) 29-1702 FAX (0857) 22-3663

**雇用環境・均等室**

企画担当 TEL (0857) 29-1701 FAX (0857) 29-4142

指導担当 TEL (0857) 29-1709 FAX (0857) 29-4142

鳥取労働局総合労働相談コーナー

TEL (0857) 22-7000

**労働基準部**

監督課 TEL (0857) 29-1703 FAX (0857) 23-2423

健康安全課 TEL (0857) 29-1704 FAX (0857) 23-2423

賃金室 TEL (0857) 29-1705 FAX (0857) 23-2423

労災補償課 TEL (0857) 29-1706 FAX (0857) 23-2365

**職業安定部**

職業安定課 TEL (0857) 29-1707 FAX (0857) 22-7717

職業対策課 TEL (0857) 29-1708 FAX (0857) 22-7717

訓練課 TEL (0857) 88-2777 FAX (0857) 22-7717

(下部機関)

**○ 労働基準監督署**

**鳥取労働基準監督署**

〒680-0845 鳥取市富安 2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎 4階

監督課 TEL (0857) 24-3211 FAX (0857) 24-3213

安全衛生課 TEL (0857) 24-3212 FAX (0857) 24-3213

労災課 TEL (0857) 24-3095 FAX (0857) 24-3213

鳥取総合労働相談コーナー TEL (0857) 24-3245

**米子労働基準監督署**

〒683-0067 米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎 5階

監督課 TEL (0859) 34-2231 FAX (0859) 34-2233

安全衛生課 TEL (0859) 59-0022 FAX (0859) 34-2233

労災課 TEL (0859) 59-0023 FAX (0859) 34-2233

米子総合労働相談コーナー TEL (0859) 34-2263

**倉吉労働基準監督署**

〒682-0816 倉吉市駄経寺町 2-15 倉吉地方合同庁舎 3階

TEL (0858) 22-6274 FAX (0858) 22-6275

倉吉総合労働相談コーナー TEL (0858) 22-5640

[目次へ戻る](#)

○ 公共職業安定所

- 鳥取公共職業安定所 〒680-0845 鳥取市富安 2-89  
T E L (0857) 23-2021 F A X (0857) 22-6906
- 米子公共職業安定所 〒683-0043 米子市末広町 311 イオン米子駅前店 4 階  
T E L (0859) 33-3911 F A X (0859) 33-3959
- 根雨出張所 〒689-4503 日野郡日野町根雨 349-1  
T E L (0859) 72-0065 F A X (0859) 72-1371
- 倉吉公共職業安定所 〒682-0816 倉吉市駄経寺町 2-15 倉吉地方合同庁舎  
T E L (0858) 23-8609 F A X (0858) 22-6494

○ 鳥取県ふるさとハローワーク八頭

- 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家 100  
鳥取県八頭庁舎別館 1 階  
T E L (0858) 76-7076 F A X (0858) 72-1099

○ ふるさとハローワーク境港

- 〒684-0033 境港市上道町 3000 境港市役所別館 1 階  
T E L (0859) 44-1733 F A X (0859) 44-1736

○ しごとプラザ琴浦

- 〒689-2303 東伯郡琴浦町徳万 591-2 琴浦町役場厚生棟 1 階  
T E L (0858) 53-6060 F A X (0858) 52-6465

<設置根拠>

- <労働局> 厚生労働省設置法第 17 条、第 21 条、厚生労働省組織令第 156 条  
<労働基準監督署> 厚生労働省設置法第 22 条、厚生労働省組織規則第 789 条  
<公共職業安定所> 厚生労働省設置法第 23 条、第 24 条  
厚生労働省組織規則第 792 条

## <所掌事務>

### <労働局>

一般労働条件の確保・改善対策、労働時間対策、労働災害防止対策、労働者の健康確保対策、快適な職場づくり対策、最低賃金制度の適正な運営、退職金制度の改善援助、勤労者福祉対策、家内労働者の労働条件確保対策、労働保険の適用促進・労働保険料の徴収、労災保険の適正給付に関すること、被災労働者の早期社会復帰対策、労働力需給調整に関すること、職業紹介及び職業指導に関すること、高齢者・障害者等の雇用対策・雇用管理、雇用保険事業に関すること、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策、職業生活と家庭生活の両立推進対策、パートタイム労働対策、在宅就業対策、個別労働紛争解決制度の運営、情報公開に関すること

### <労働基準監督署>

労働条件の履行確保にかかる監督指導、労働安全（鉱山における保安を除く。）・労働衛生にかかる指導、司法事件処理、労働保険の適用徴収、被災労働者のための労災保険給付

### <公共職業安定所>

職業相談、職業指導、職業紹介（日雇港湾労働者の職業紹介を除く。）、雇用管理指導、雇用情報提供、各種助成措置等及び雇用保険の適用・給付等

## <管轄区域>

<労働局> 鳥取県

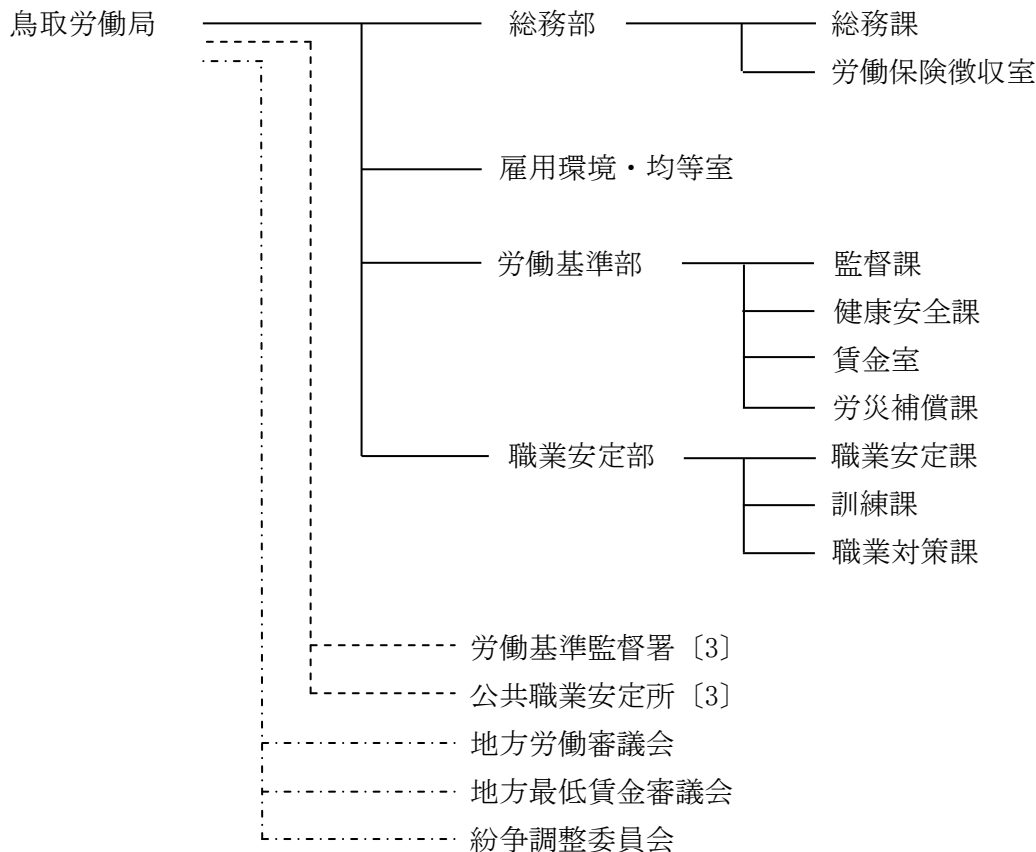
### <労働基準監督署>

名 称	管 轄 区 域
鳥 取	鳥取市、岩美郡、八頭郡
米 子	米子市、境港市、西伯郡、日野郡
倉 吉	倉吉市、東伯郡

### <公共職業安定所>

名 称	管 轄 区 域
鳥 取	鳥取市、岩美郡、八頭郡
米 子	米子市、境港市、西伯郡、日野郡
根雨(出)	(日野郡・西伯郡伯耆町のうち旧溝口町)
倉 吉	倉吉市、東伯郡

<組織及び職員数> (職員数：182人)



<情報公開・個人情報保護窓口>

鳥取労働局総務部総務課 TEL (0857) 29-1700 FAX (0857) 22-3649

<相談・案内窓口>

<鳥取労働局>

雇用環境・均等室 TEL (0857) 29-1709 FAX (0857) 29-4142

総合労働相談コーナー TEL (0857) 22-7000

<労働基準監督署>

鳥取労働基準監督署 TEL (0857) 24-3211 FAX (0857) 24-3213

鳥取総合労働相談コーナー TEL (0857) 24-3245

米子労働基準監督署 TEL (0859) 34-2231 FAX (0859) 34-2233

米子総合労働相談コーナー TEL (0859) 34-2263

倉吉労働基準監督署 TEL (0858) 22-6274 FAX (0858) 22-6275

倉吉総合労働相談コーナー TEL (0858) 22-5640

<公共職業安定所>

鳥取公共職業安定所 TEL (0857) 23-2021 FAX (0857) 22-6906

米子公共職業安定所 TEL (0859) 33-3911 FAX (0859) 33-3959

根雨出張所 TEL (0859) 72-0065 FAX (0859) 72-1371

倉吉公共職業安定所 TEL (0858) 23-8609 FAX (0858) 22-6494

<電子申請制度窓口>

申請・届出等の手続案内

(ホームページアドレス) <http://www.e-gov.go.jp/>

<モニター制度窓口>

厚生労働行政モニター

(ホームページアドレス) [http://www.mhlw.go.jp/houdou\\_kouhou/sanka/gyousei\\_monitor/](http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/gyousei_monitor/)

**(広島検疫所)**

**境出張所**

〒684-0034 鳥取県境港市昭和町 9-1 境港港湾合同庁舎 1 階

T E L (0859) 42-3517 F A X (0859) 42-3613

**米子空港出張所**

〒684-0055 鳥取県境港市佐斐神町 1634 米子空港ビル

T E L (0859) 42-3517 (境出張所へ連絡)

(広島検疫所ホームページアドレス) <https://www.forth.go.jp/keneki/hiroshima/>

**<設置根拠>**

厚生労働省組織規則第 118 条

**<所掌事務>**

**<境出張所>**

- (1) 国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入防止
- (2) 船舶及び港湾の衛生状態の調査

**<広島検疫所食品監視課境分室>**

- (1) 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導

**<米子空港出張所>**

- (1) 国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入防止
- (2) 航空機及び空港周辺の衛生状態の調査

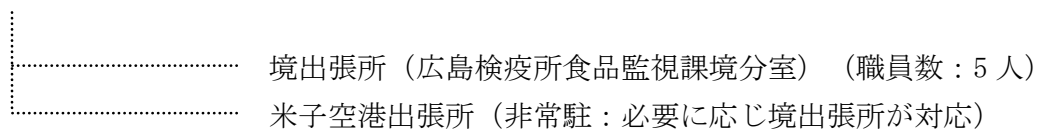
**<管轄区域>**

(受持検疫港)

境出張所	境港
米子空港出張所	美保飛行場

**<組織及び職員数>**

(広島検疫所)



**<情報公開・個人情報保護窓口>**

広島検疫所総務課 T E L (082) 251-4785 F A X (082) 254-4984

**<相談・案内窓口>**

境出張所 T E L (0859) 42-3517 F A X (0859) 42-3613

[目次へ戻る](#)

農 林 水 産 省

(中国四国農政局)

地方参事官（鳥取県担当） 〒680-0845 鳥取市富安 2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎  
T E L (0857) 22-3131

(ホームページアドレス) <http://www.maff.go.jp/chushi/nousei/tottori/index.html>

<設置根拠>

農林水産省組織規則第158条

<所掌事務>

鳥取県における重要事項に関する業務

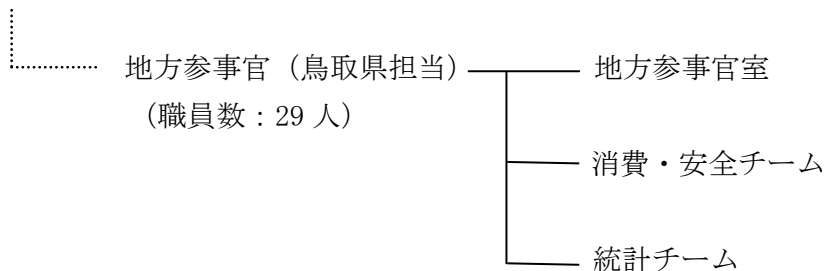
- (1) 現場と農政を結ぶ業務
- (2) 広域監視業務
- (3) 経営所得安定対策業務
- (4) 6次産業化等関連業務
- (5) 統計関連業務

<管轄区域>

鳥取県

<組織及び職員数>

(中国四国農政局)



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国農政局 総務課

T E L (086) 224-4511

<相談・案内窓口>

地方参事官ホットライン

T E L (0857) 22-3131

※ その他、消費者、生産者、事業者等を対象として、分野ごとに相談窓口が設置されています。

(ホームページアドレス) <http://www.maff.go.jp/chushi/iken/index.html>



**(神戸植物防疫所広島支所)**

**境港出張所**

〒684-0034 境港市昭和町9 境港港湾合同庁舎

T E L (0859) 42-2513 F A X (0859) 44-2398

(植物防疫所ホームページアドレス) <http://www.maff.go.jp/pps/index.html>

<設置根拠>

農林水産省設置法第9条第2項

農林水産省組織規則第97条

<所掌事務>

輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究等

<管轄区域>

鳥取県(全域)

島根県(浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡を除く)

※ 島根県浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡は、神戸植物防疫所広島支所が管轄

<組織及び職員数>

(神戸植物防疫所広島支所)



境港出張所(職員数: 5人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

神戸植物防疫所 庶務課

T E L (078) 331-2806

F A X (078) 332-2796

<相談・案内窓口>

境港出張所

T E L (0859) 42-2513

F A X (0859) 44-2398

<電子申請制度窓口>

○ N A C C S 植物検疫関連業務 (A P S)

○ 植物防疫所電子申請システム

(ホームページアドレス) <http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html>

**動物検疫所神戸支所 米子空港出張所**

〒684-0055 鳥取県境港市佐斐神町 1634 米子空港ビル

T E L (0859) 45-3800 F A X (0859) 45-3801

(メールアドレス) [aqs.yng@maff.go.jp](mailto:aqs.yng@maff.go.jp)

(動物検疫所ホームページアドレス) <http://www.maff.go.jp/aqs/index.html>

<設置根拠>

農林水産省設置法第 11 条、農林水産省組織規則第 124 条

<所掌事務>

- (1) 家畜伝染病予防法の規定による輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置に関すること
- (2) 輸出入動物に対する狂犬病予防法の規定に基づく検査に関すること
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置に関すること
- (4) 輸出入動物の健康検査に関すること
- (5) 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付けに関すること
- (6) 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと

<管轄区域>

鳥取空港、美保飛行場、出雲空港、境港、浜田港

<組織及び職員数>

(動物検疫所神戸支所) ..... 米子空港出張所  
(職員数：1 人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

動物検疫所総務部庶務課 T E L (045)751-5921 F A X (045)753-3910

<相談・案内窓口>

米子空港出張所 T E L (0859)45-3800 F A X (0859)45-3801

<電子申請制度窓口>

輸出入・港湾関連情報処理システム (N A C C S) 動物検疫関連業務

(ホームページアドレス) <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/49.html>

( [林野庁] 近畿中国森林管理局)

鳥取森林管理署 〒680-0842 鳥取市吉方 109 鳥取第 3 地方合同庁舎

T E L (050) 3160-6125/ (0857) 23-5411

(メールアドレス) [kc\\_tottori@maff.go.jp](mailto:kc_tottori@maff.go.jp)

(ホームページアドレス) <http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/tottori/index.html>

鳥取森林事務所 〒680-0842 鳥取市吉方 109 鳥取第 3 地方合同庁舎

T E L (0857) 22-6395

若桜森林事務所 〒680-0701 八頭郡若桜町大字若桜 1041-11

T E L (0858) 82-0132

智頭森林事務所 〒689-1402 八頭郡智頭町大字智頭 552-9

T E L (0858) 75-0557

倉吉森林事務所 〒682-0022 倉吉市上井野 1 丁目 2-1

T E L (0858) 26-2090

関金森林事務所 〒682-0411 倉吉市関金町関金宿 906-2

T E L (0858) 45-2252

根雨森林事務所 〒689-4504 日野郡日野町野田 194-1

T E L (0859) 72-1745

大山治山事業所 〒689-3318 西伯郡大山町大山官有地

T E L (0859) 52-2216

<設置根拠>

農林水産省設置法第 28 条

<所掌事務>

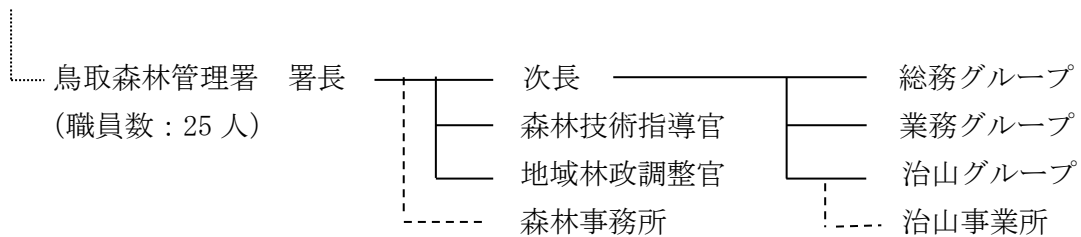
- (1) 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備を行うこと
- (2) 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護を行うこと
- (3) 国有林野の産物及び製品の生産及び処分を行うこと
- (4) 国有林野を活用すること
- (5) 国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分を行うこと
- (6) 森林及び林業に関する知識の普及を行うこと
- (7) 民有林野の造林及び森林の経営の指導を実施すること
- (8) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行うこと
- (9) 森林治水事業を実施すること
- (10) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施すること

<管轄区域>

鳥取県

<組織及び職員数>

近畿中国森林管理局



<情報公開・個人情報保護窓口>

近畿中国森林管理局総務企画部総務課

T E L (06) 6881-3420

<相談・案内窓口>

鳥取森林管理署

T E L (0857) 23-5411

- ・ 森林、林業、木材に関する相談
- ・ 森林教室や体験林業等森林環境教育に関する相談
- ・ 森林レクリエーションに関する相談等

<モニター制度窓口>

「国有林モニター」 近畿中国森林管理局 総務企画部企画調整課

T E L (06) 6881-3412

(水産庁)

境港漁業調整事務所 〒684-0034 境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎1階

TEL (0859) 44-3681 FAX (0859) 44-3687

(ホームページアドレス) <https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/index.html>

<設置根拠>

農林水産省設置法第34条、農林水産省組織令第146条

<所掌事務>

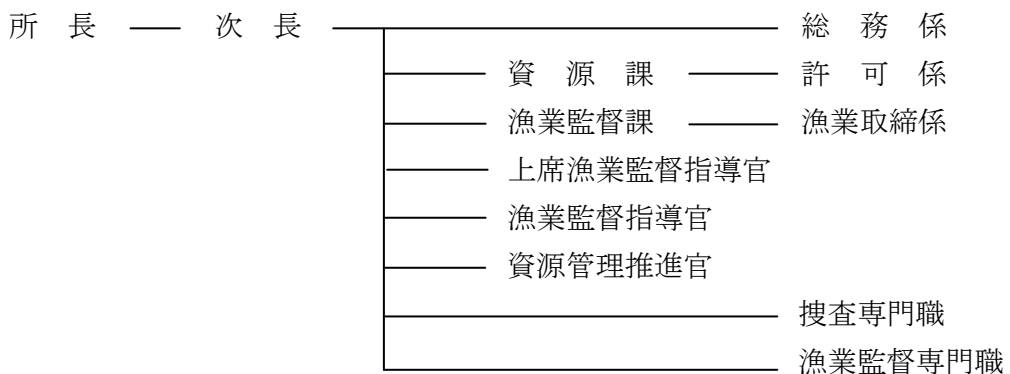
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理に関する事
- (2) 大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関する事
- (3) 小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等の届出に関する事
- (4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事（境港漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）
- (5) 漁業の許可及び取締り等に関する省令で定める法定知事許可漁業の指導監督及び調整に関する事
- (6) 内水面漁業の振興に関する事
- (7) 漁業の取締り及び調整に関する事
- (8) 漁船に関する技術の指導及び調査に関する事
- (9) 漁船の認定に関する事
- (10) 外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関する事

<管轄区域>

石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県及び島根県の地先海面（瀬戸内海の海面を除く。）並びに石川県、福井県、京都府、鳥取県及び島根県の内水面

<組織及び職員数>

境港漁業調整事務所（職員数：20人）



<情報公開・個人情報保護窓口>

境港漁業調整事務所

T E L (0859) 44-3681

F A X (0859) 44-3687

<相談・案内窓口>

境港漁業調整事務所

T E L (0859) 44-3681

F A X (0859) 44-3687

国土交通省

(中国地方整備局)

鳥取河川国道事務所

〒680-0803 鳥取市田園町 4-400

T E L (0857) 22-8435

(ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/index.html>

河原流域治水出張所

〒680-1241 鳥取市河原町長瀬 56-1

T E L (0858) 85-0517

(ホームページアドレス)

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/sendagawa/index.html>

殿ダム管理支所

〒680-0222 鳥取市国府町殿 206-4

T E L (0857) 58-0581

(ホームページアドレス)

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/tono/index.html>

鳥取自動車道出張所

〒680-0911 鳥取市千代水 2-106

T E L (0857) 28-7554

(ホームページアドレス)

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/douroi/ji/index.html>

鳥取国道維持出張所

〒680-0947 鳥取市湖山町西 1-462-1

T E L (0857) 32-0830

(ホームページアドレス)

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/douroi/ji/index.html>

郡家国道維持出張所

〒680-0461 八頭郡八頭町郡家 376-10

T E L (0858) 72-1231

(ホームページアドレス)

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/douroi/ji/index.html>

倉吉河川国道事務所

〒682-0018 倉吉市福庭町 1-18

T E L (0858) 26-6221

(ホームページアドレス)

<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/>

天神川出張所

〒682-0803 倉吉市見日町 123

T E L (0858) 23-6551

羽合国道維持出張所

〒682-0721 東伯郡湯梨浜町田後 299-1

T E L (0858) 35-3231

**日野川河川事務所**

〒689-3537 米子市古豊千 678

T E L (0859) 27-5484

(ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/>

**菅沢ダム管理支所**

〒689-5532 日野郡日南町菅沢字川西山 112-10

T E L (0859) 87-0311

**境港湾・空港整備事務所**

〒684-0034 境港市昭和町 9

T E L (0859) 42-3145

(ホームページアドレス) <http://www.pa.cgr.mlit.go.jp/sakai/>

**<設置根拠>**

事務所 国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条

出張所 地方整備局組織規則第 150 条

**<所掌事務>**

**<鳥取河川国道事務所>**

- (1) 千代川の改良工事、維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
- (2) 一般国道 9 号、29 号、53 号及び 373 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (3) 中国横断自動車道姫路鳥取線の改築及び修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (4) 鳥取県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

**<倉吉河川国道事務所>**

- (1) 天神川の改良工事、維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
- (2) 天神川流域の砂防工事
- (3) 一般国道 9 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (4) 中国横断自動車道岡山米子線の新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (5) 鳥取県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

**<日野川河川事務所>**

- (1) 日野川の改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務



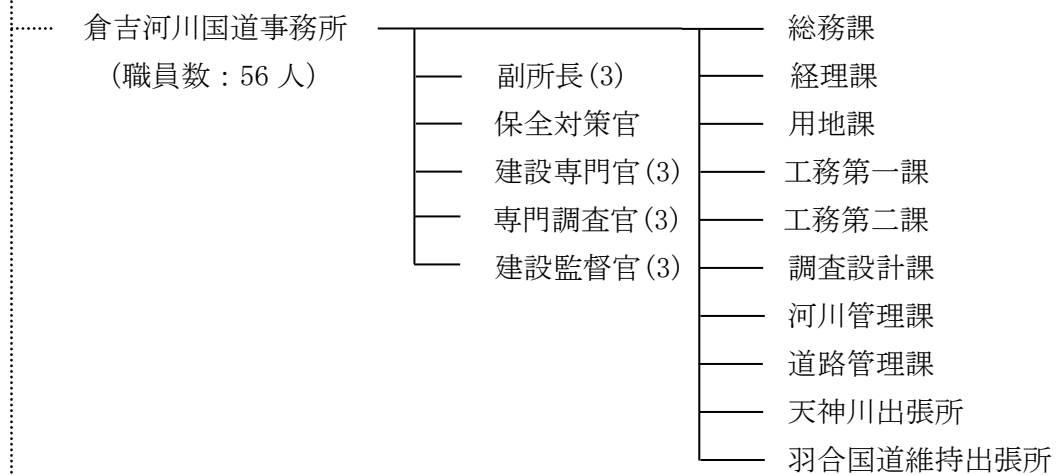
- (2) 日野川流域の砂防工事
- (3) 鳥取県鳥取沿岸の海岸保全施設に関する工事及び水防警報

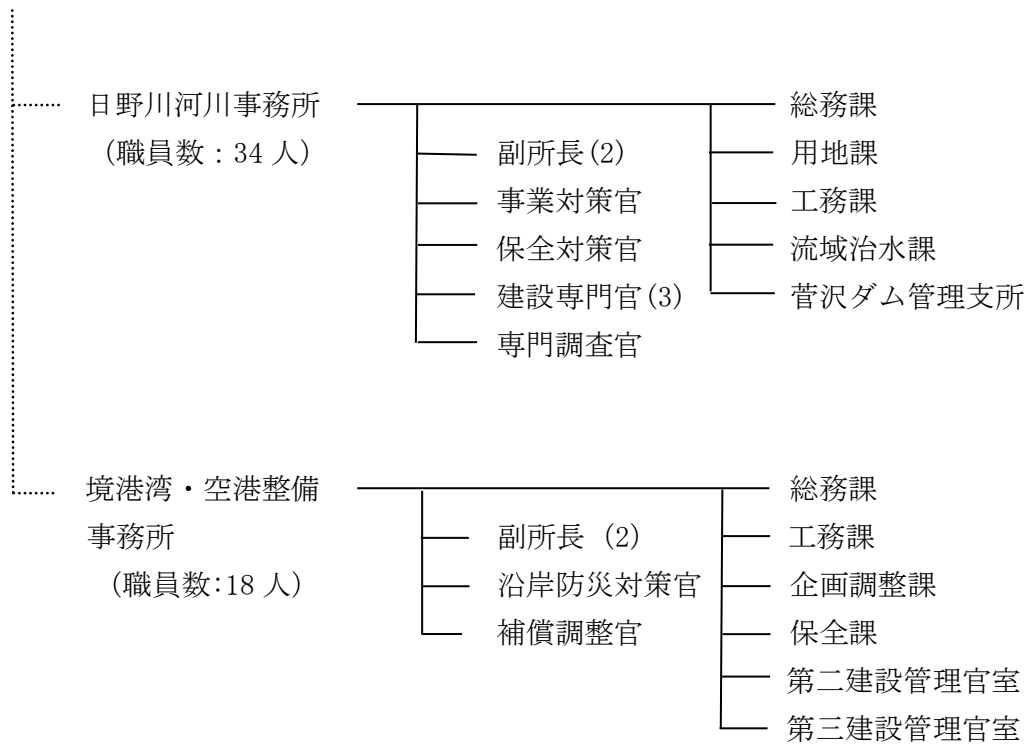
<境港湾・空港整備事務所>

- (1) 港湾の整備、利用、保全及び管理
- (2) 航路の整備、保全及び管理
- (3) 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務
- (4) 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理
- (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第 136 号)の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する業務
- (6) 空港法(昭和 31 年法律第 80 号) 第 2 条に規定する空港その他の飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧

<組織及び職員数>

(中国地方整備局)





#### <情報公開・個人情報保護窓口>

中国地方整備局総務部総務課 TEL (082) 221-9231  
 中国地方整備局港湾空港部港政課 TEL (082) 511-3900  
 (港湾空港関係)

#### <相談・案内窓口>

- 「意見箱」 (整備局に関する質問・ご意見)  
 (ホームページアドレス) <https://www.cgr.mlit.go.jp/iken/enquete/index.htm>
- 「道の相談室」 (道路全般に関すること) TEL (082) 222-6274  
 (ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/soudan/index.htm>
- 「標識BOX」 (道路標識に関すること)  
 (ホームページアドレス) [http://www.cgr.mlit.go.jp/iken/hyoushiki\\_box/box.htm](http://www.cgr.mlit.go.jp/iken/hyoushiki_box/box.htm)
- 「海とみなとの相談窓口」 TEL 0120-497-370
- 「公共建築相談窓口」 TEL (082) 221-9231  
 (官庁営繕に関する相談窓口)  
 (ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/eizen/main/kokyo.html>
- 「駆け込みホットライン」 TEL 0570-018-240  
 (建設業法違反通報窓口)
- 「障害者差別解消相談窓口」 TEL (082) 221-9231

[目次へ戻る](#)

<電子申請制度窓口>

国土交通省オンライン申請システム

(ホームページアドレス)

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei\\_jouhouka\\_fr2\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html)

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス)

<https://www.monitor.mlit.go.jp/>

**(中国運輸局)**

**鳥取運輸支局**

(本庁舎) 〒680-0006 鳥取市丸山町 224

T E L (0857) 22-4154

(ホームページアドレス) <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/>

(境庁舎) 〒684-0034 境港市昭和町 9-1 境港港湾合同庁舎

T E L (0859) 42-2169

**<設置根拠>**

国土交通省設置法第 37 条、国土交通省組織令第 216 条

**<所掌事務>**

- (1) 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する  
こと
- (2) 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3  
条第 15 号の 2 に規定する海洋汚染等をいう。第 99 号において同じ。）及び海上災害の防止  
に関すること（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）
- (3) 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること
- (4) 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること
- (5) 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること
- (6) 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること
- (7) 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること
- (8) 通訳案内士、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合  
特別区域通訳案内士に関すること
- (9) ホテル及び旅館の登録に関すること
- (10) 自動車車庫に関すること
- (11) 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること
- (12) 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること
- (13) 鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関すること
- (14) 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に  
伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属す  
るものを除く。）
- (15) 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び  
消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調  
整に関すること

[目次へ戻る](#)

- (16) 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関する事
- (17) 自動車ターミナルに関する事
- (18) 自動車の登録及び自動車抵当に関する事
- (19) 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関する事
- (20) 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関する事
- (21) 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事
- (22) 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事
- (23) 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事
- (24) 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事
- (25) 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事
- (26) 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事
- (27) タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事
- (28) 海事思想の普及及び宣伝に関する事
- (29) 船舶のトン数の測度及び登録に関する事
- (30) 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事
- (31) 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事
- (32) 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事
- (33) モーターボート競走に関する事
- (34) 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事
- (35) 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事
- (36) 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事
- (37) 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する事
- (38) 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和 48 年法律第 113 号）第 5 条第 5 号及び第 6 号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）
- (39) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事
- (40) 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する事
- (41) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

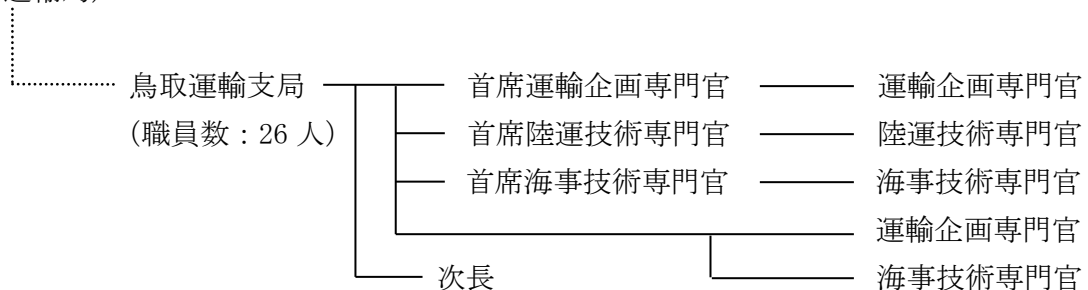
[目次へ戻る](#)

<管轄区域>

鳥取県

<組織及び職員数>

(中国運輸局)



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国運輸局総務部総務課

T E L (082) 228-3434

<相談・案内窓口>

○ ご意見箱

(ホームページアドレス) <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/txt/enquete.html>

○ 交通消費者行政相談窓口 T E L (082) 228-3499

※ 各支局、事務所においても電話にて受付

○ 観光なんでも相談窓口 T E L (082) 228-8703

○ 自動車不具合情報ホットライン T E L 0120-744-960、(03) 3580-4434

(ホームページアドレス) <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

○ 車の登録に関する問い合わせ・ヘルプデスク T E L 050-5540-2070

<電子申請制度窓口>

国土交通省オンライン申請システム

(ホームページアドレス)

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei\\_jouhouka\\_fr2\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html)

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス) <https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

**(大阪航空局)**

**美保空港事務所**

〒684-0055 境港市佐斐神町 2064

T E L (0859) 45-6111 F A X (0859) 45-6128

(ホームページアドレス) <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/>

**<設置根拠>**

国土交通省設置法第 39 条、地方航空局組織規則第 35 条、第 36 条（別表第一）

**<所掌事務>**

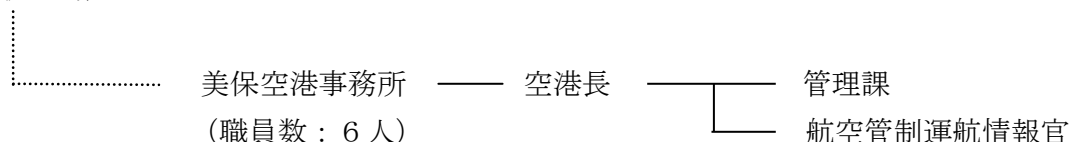
- (1) 空港の設置及び管理の監督、供用、空港内の秩序の維持、機械施設に関すること
- (2) 航空機の運航の監督、遭難航空機の捜索及び救助、航空事故調査に対する援助等に関すること
- (3) 航空情報、航空通信、航空交通管制等に関する連絡、エプロン及びランプの運用、航空通信施設、航空保安無線施設等に関すること
- (4) その他

**<管轄区域>**

美保空港事務所 鳥取県、島根県

**<組織及び職員数>**

(大阪航空局)



**<情報開示請求窓口>**

大阪航空局総務部総務課

T E L (06) 6937-2700

F A X (06) 6937-2782

**<相談・案内窓口>**

美保空港事務所

T E L (0859) 45-6111

F A X (0859) 45-6128

**<電子申請制度窓口>**

国土交通省オンライン申請システム

(ホームページアドレス)

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei\\_jouhouka\\_fr2\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html)

**<モニター制度窓口>**

国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス)

<https://www.monitor.mlit.go.jp/>



**[気象庁]**

**(大阪管区気象台)**

**鳥取地方気象台**

〒680-0842 鳥取市吉方 109 鳥取第3地方合同庁舎

T E L (0857) 29-1312

(ホームページアドレス) <https://www.data.jma.go.jp/tottori/>

**<設置根拠>**

地方気象台 国土交通省設置法第50条第1項、気象庁組織規則第119条第1項

**<所掌事務>**

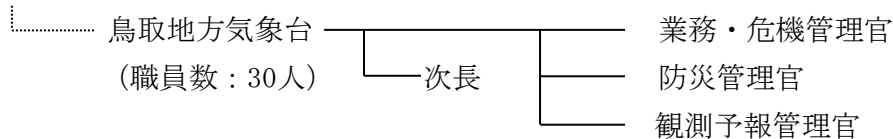
気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報、観測及びその成果の収集・発表、統計並びに気象通信等に関する管区気象台の所掌事務の一部を分掌する

**<管轄区域>**

鳥取県

**<組織及び職員数>**

大阪管区気象台



**<情報公開・個人情報保護窓口>**

大阪管区気象台総務部総務課

T E L (06) 6949-6300

**<相談・案内窓口>**

- 天気相談、気象証明・鑑定、気象資料の閲覧

鳥取地方気象台防災管理官室

T E L (0857) 29-1313

**<電子申請・届出窓口>**

- 国土交通省オンライン申請システム

(ホームページアドレス)

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei\\_jouhouka\\_fr2\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html)

**<モニター制度窓口>**

- 国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス)

<https://www.monitor.mlit.go.jp/>

(〔海上保安庁〕第八管区海上保安本部)

境海上保安部 〒684-0034 鳥取県境港市昭和町 9-1  
TEL (0859) 42-2532 FAX (0859) 42-2532  
(ホームページアドレス) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/sakai/>

鳥取海上保安署 〒680-0906 鳥取市港町 7  
TEL (0857) 32-0118 FAX (0857) 37-3117

美保航空基地 〒684-0055 境港市佐斐神町 2064  
TEL (0859) 45-1100  
(ホームページアドレス) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/miho-airstation/>

<設置根拠>

<境海上保安部> 海上保安庁法第 13 条、海上保安庁組織規則第 118 条、第 119 条第 2 項

<美保航空基地> 海上保安庁法第 13 条、海上保安庁組織規則第 118 条、第 119 条第 6 項

<所掌事務>

法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務

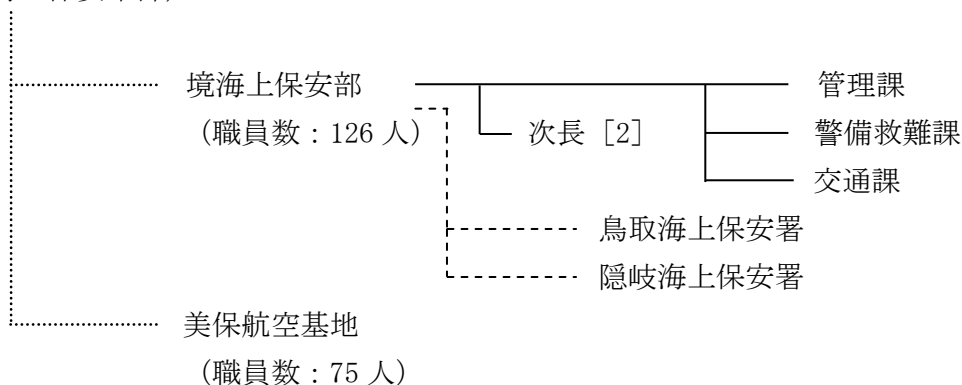
<管轄区域>

<境海上保安部> 鳥取県、島根県のうち松江市、出雲市、安来市、雲南市、仁多郡及び隠岐郡

<美保航空基地> 鳥取県、福井県、京都府、兵庫県のうち豊岡市及び美方郡、島根県

<組織及び職員数>

(第八管区海上保安本部)



[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

第八管区海上保安本部総務部総務課

T E L (0773) 76-4100

<相談・案内窓口>

境海上保安部

T E L (0859) 42-2532

F A X (0859) 42-2532

鳥取海上保安署

T E L (0857) 32-0118

美保航空基地

T E L (0859) 45-1100

<電子申請制度窓口>

S e a -N A C C S (入出港届、危険物荷役許可申請などの入出港に関する手続)

(ホームページアドレス)

[https://www.kaiho.mlit.go.jp/syukai/soshiki/toudai/navigation-safety/Sea\\_NACCS.htm](https://www.kaiho.mlit.go.jp/syukai/soshiki/toudai/navigation-safety/Sea_NACCS.htm)

<モニター制度窓口>

国土交通行政モニター

(ホームページアドレス)

<https://www.monitor.mlit.go.jp/>

## 環 境 省

### (中国四国地方環境事務所)

大山隠岐国立公園管理事務所 〒683-0067 米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎 4 F  
T E L (0859) 34-9331

(中国四国地方環境事務所ホームページアドレス) <http://chushikoku.env.go.jp/>

### (近畿地方環境事務所)

浦富自然保護官事務所 〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富字出逢 1098-3  
T E L (0857) 73-1146

(近畿地方環境事務所ホームページアドレス) <http://kinki.env.go.jp/>

### <設置根拠>

地方環境事務所組織規則第 62 条、地方環境事務所組織細則第 6 条

### <所掌事務及び管轄区域>

#### <大山隠岐国立公園管理事務所>

- (1) 大山隠岐国立公園に関する事
- (2) 国指定大山鳥獣保護区、国指定中海鳥獣保護区及び国指定宍道湖鳥獣保護区に関する事

#### <浦富自然保護官事務所>

- (1) 山陰海岸国立公園に関する事（兵庫県美方郡新温泉町及び鳥取県の区域に係るものに限る）

### <組織及び職員数>

(中国四国地方環境事務所)

┆  
┆..... 大山隠岐国立公園管理事務所（職員数：4 人）

(近畿地方環境事務所)

┆  
┆..... 浦富自然保護官事務所（職員数：1 人）

### <情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国地方環境事務所	総務課	T E L (086) 223-1577
近畿地方環境事務所	総務課	T E L (06) 6881-6500

[目次へ戻る](#)

<相談・案内窓口>

中国四国地方環境事務所 総務課 TEL (086)223-1577  
(ホームページアドレス) <http://chushikoku.env.go.jp/opinion.html>

近畿地方環境事務所 総務課 TEL (06)6881-6500  
(ホームページアドレス) <http://kinki.env.go.jp/opinion.html>

<電子申請制度窓口>

申請・届出等手続案内  
(ホームページアドレス) <http://www.env.go.jp/shinsei/index.html>

## 防 衛 省

(中国四国防衛局)

美保防衛事務所

〒683-0067 米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎

T E L (0859) 34-9363

(中国四国防衛局ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/rdb/chushi/>

### <設置根拠>

防衛省設置法第 32 条、地方防衛局組織規則第 65 条、第 66 条

### <所掌事務>

自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得・管理、防衛施設の設置・運用に伴って生じる障害の防止・軽減、自衛隊又は駐留軍の行為による被害又は損害の補償、建設工事の実施等に係る連絡、交渉、調査及び資料の収集、並びに防衛政策全般についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するための連絡調整業務

### <管轄区域>

鳥取県、島根県

### <組織及び職員数>

(中国四国防衛局)

┌  
└..... 美保防衛事務所 (職員数：3人)

### <情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国防衛局総務部

情報公開・文書閲覧

T E L (082) 223-8284

行政相談窓口

T E L (082) 223-7109

### <相談・案内窓口>

美保防衛事務所

T E L (0859) 34-9363

### <モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

T E L (03) 5366-3111 (内線 22534)

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

(陸上自衛隊中部方面隊第13旅団)

第8普通科連隊

〒683-0853 米子市両三柳 2603 (米子駐屯地)

TEL (0859) 29-2161

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/yonago/>

(中部方面航空隊)

中部方面ヘリコプター隊第3飛行隊

同上

<設置根拠>

防衛省設置法第27条、自衛隊法第10条

自衛隊法施行令第6条、第7条、第12条の2

<所掌事務>

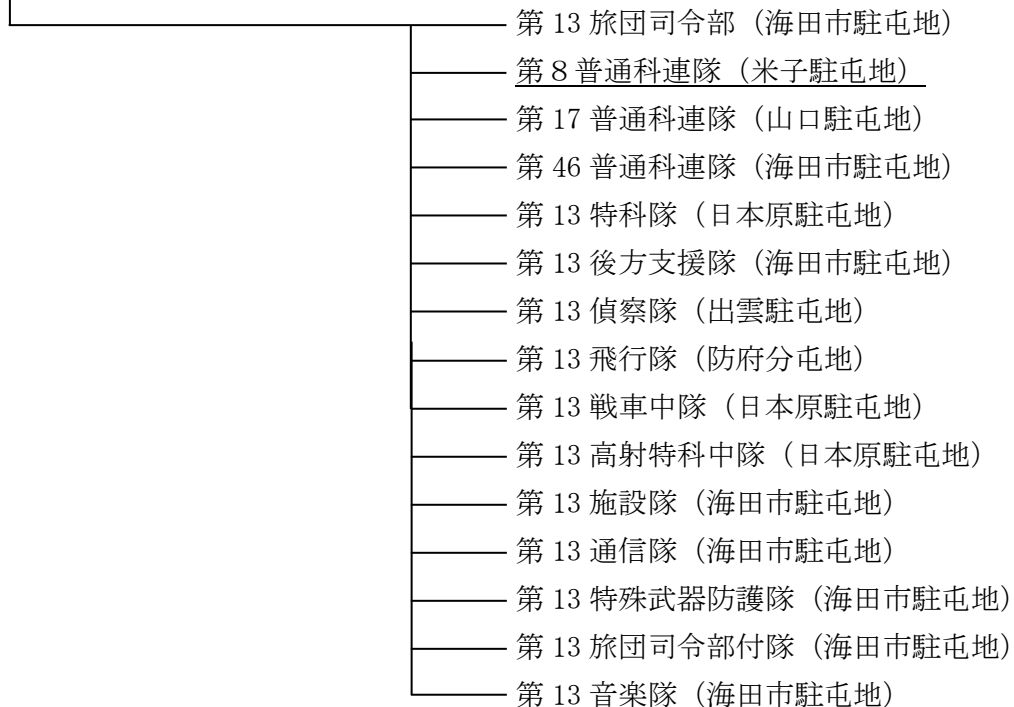
国の防衛に関すること

<担当区域>

第13旅団 鳥取県、島根県

<組織>

第13旅団



(注) 下線を附した部隊は、鳥取県に所在するものを示す。

(中部方面航空隊)

中部方面ヘリコプター隊

第3飛行隊 (美保分屯地)

<情報公開・個人情報保護窓口>

防衛省情報公開・個人情報窓口

T E L (03) 3268-3111 (内線 28220・28223)

中国四国防衛局情報公開室

T E L (082) 223-8284 (内線 241)

<相談・案内窓口>

陸上自衛隊米子駐屯地

T E L (0859) 29-2161 (内線 202)

<モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

T E L (03) 5366-3111 (内線 22534)

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>



(航空自衛隊航空支援集団)

第3輸送航空隊

〒684-0053 境港市小篠津町 2258 (美保基地)

T E L (0859) 45-0211

(航空自衛隊美保基地 ホームページアドレス) <http://www.mod.go.jp/asdf/miho/>

<設置根拠>

防衛省設置法第 27 条、自衛隊法第 20 条、自衛隊法施行令第 28 条の 5

<所掌事務>

国の防衛に関すること

<組 織>



(注) 下線を付した部隊は、鳥取県に所在するものを示す。

<情報公開・個人情報保護窓口>

防衛省情報公開室

T E L (03) 3268-3111

F A X (03) 3260-8962

<相談・案内窓口>

美保基地渉外室

T E L (0859) 45-0211 (内線 216)

<モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課企画

T E L (03) 3268-3111 (内線 20301)

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/press/other/monitor/index.html>

### 自衛隊鳥取地方協力本部

〒680-0845 鳥取市富安 2-89-4 鳥取第 1 地方合同庁舎 6 階  
T E L (0857) 23-2251 F A X (0857) 23-2253  
(ホームページアドレス) <http://www.mod.go.jp/pco/tottori/>

(下部機関)

**鳥取募集案内所** 〒680-0011 鳥取市東町 2-302 鳥取第 2 地方合同庁舎 1 階  
T E L (0857) 26-4019 F A X (0857) 26-4019

**倉吉地域事務所** 〒682-0816 倉吉市駄経寺町 2-15 倉吉地方合同庁舎 3 階  
T E L (0858) 47-3250 F A X (0858) 47-3250

**米子地域事務所** 〒683-0805 米子市西福原 3-3-1 Y N T 第 4 ビル 2 階  
T E L (0859) 33-2440 F A X (0859) 33-2440

(問い合わせ窓口に係るメールアドレス) [pr1-tottori@pco.mod.go.jp](mailto:pr1-tottori@pco.mod.go.jp)

### <設置根拠>

自衛隊法第 24 条、自衛隊法施行令第 48 条

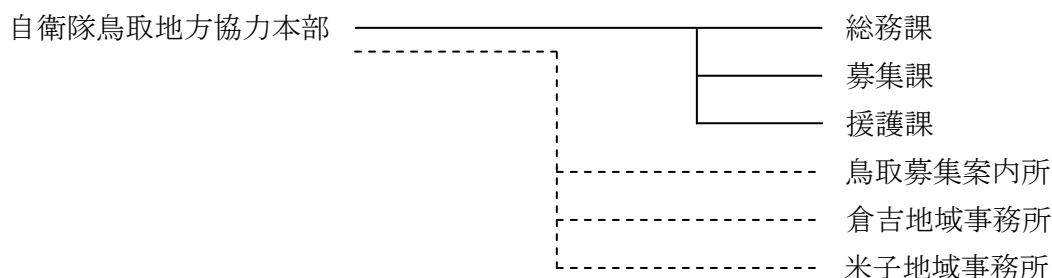
### <所掌事務>

部外との連絡及び協力、広報、自衛官及び自衛官候補生等の募集、自衛官の再就職援護業務、その他防衛大臣の定める事務

### <担当区域>

鳥取県

### <組 織>



### <情報公開・個人情報保護窓口>

防衛省 情報公開・個人情報保護室  
中国四国防衛局 情報公開室

T E L (03) 3268-3111 (内線 28220)  
T E L (082) 223-8284

[目次へ戻る](#)

<相談・案内窓口>

- 自衛隊鳥取地方協力本部            T E L (0857) 23-2251    F A X (0857) 23-2253
- 募集コールセンター                T E L 0120-063792

<モニター制度窓口>

- 防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係    T E L (03) 5366-3111 (内線 22534)
- (ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

**[日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）]**

〒680-0022 鳥取市西町 2-311（鳥取市福祉文化会館 5F）

T E L 0570-078357

（※ IP 電話からは 0503383-5495）

（ホームページアドレス） <http://www.houterasu.or.jp/tottori/index.html>

**法テラス鳥取法律事務所**

〒680-0022 鳥取市西町 2-311（鳥取市福祉文化会館 5F）

T E L 0503383-5496

**法テラス倉吉法律事務所**

〒682-0023 倉吉市山根 572（サカ・ヒ°イビル 202 号室）

T E L 0503383-5497

<設置根拠>

総合法律支援法、日本司法支援センター業務方法書第3条

<事業内容>

1 情報提供業務

利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供する業務

2 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を（法律相談援助）を行い、必要な場合、弁護士や司法書士の費用の立替え（代理援助または書類作成援助）を行う業務

3 国選弁護等関連業務

国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名および裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の支払いなどの業務

4 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向け、地域事務所の設置および所属の常勤弁護士による法律サービスの提供等を行う業務

5 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者またはその家族が、そのとき最も必要な支援を受けられるよう、その被害に関する刑事手続への適切な関与、および損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報の提供を行う業務

(2) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携により、各地の相談窓口の情報の収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口を案内する業務

(3) 弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士の紹介などを行う業務

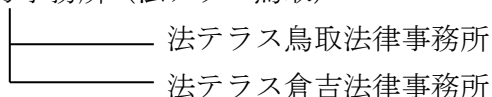
#### <管轄区域>

鳥取県

#### <組織>

日本司法支援センター本部（法テラス本部）

鳥取地方事務所（法テラス鳥取）



#### <情報公開・個人情報保護窓口>

##### 1 情報公開窓口

法テラス本部 T E L (050) 3383-5333

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

##### 2 個人情報保護窓口

法テラス鳥取 T E L 0570-078357

(※ IP 電話からは 0503383-5495)

〒680-0022 鳥取県鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5階

#### <相談・案内窓口>

##### 1 情報提供

法制度・相談窓口のご案内を行っております。

窓口：法テラス鳥取 T E L 0570-078357

(※ IP 電話からは 0503383-5495)

サポートダイヤル T E L (0570) 078374 (法的トラブル)

(※ IP 電話からは 03-6745-5600)

T E L (0570) 079714 (犯罪被害者支援)

(※ IP 電話からは 03-6745-5601)

##### 2 法律相談（民事法律扶助）

民事法律扶助制度を利用した無料法律相談（予約制）を行っております。

窓口：法テラス鳥取 T E L 0570-078357

(※ IP 電話からは 0503383-5495)

(注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法務省所管の法人であり、本ガイドブックでは、独立行政法人の欄に掲げた。

**〔独立行政法人 国立高等専門学校機構〕**

**米子工業高等専門学校**

〒683-8502 米子市彦名町 4448

T E L (0859) 24-5000 F A X (0859) 24-5009

(メールアドレス) [soumu@yonago-k.ac.jp](mailto:soumu@yonago-k.ac.jp)

(ホームページアドレス) <https://www.yonago-k.ac.jp/>

<設置根拠>

独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条

<事業内容>

教育、研究

<管轄区域>

鳥取県

<組織> (職員数：143人)

後掲

<情報公開・個人情報保護窓口>

総務課総務係

T E L (0859) 24-5005

F A X (0859) 24-5009

<相談・案内窓口>

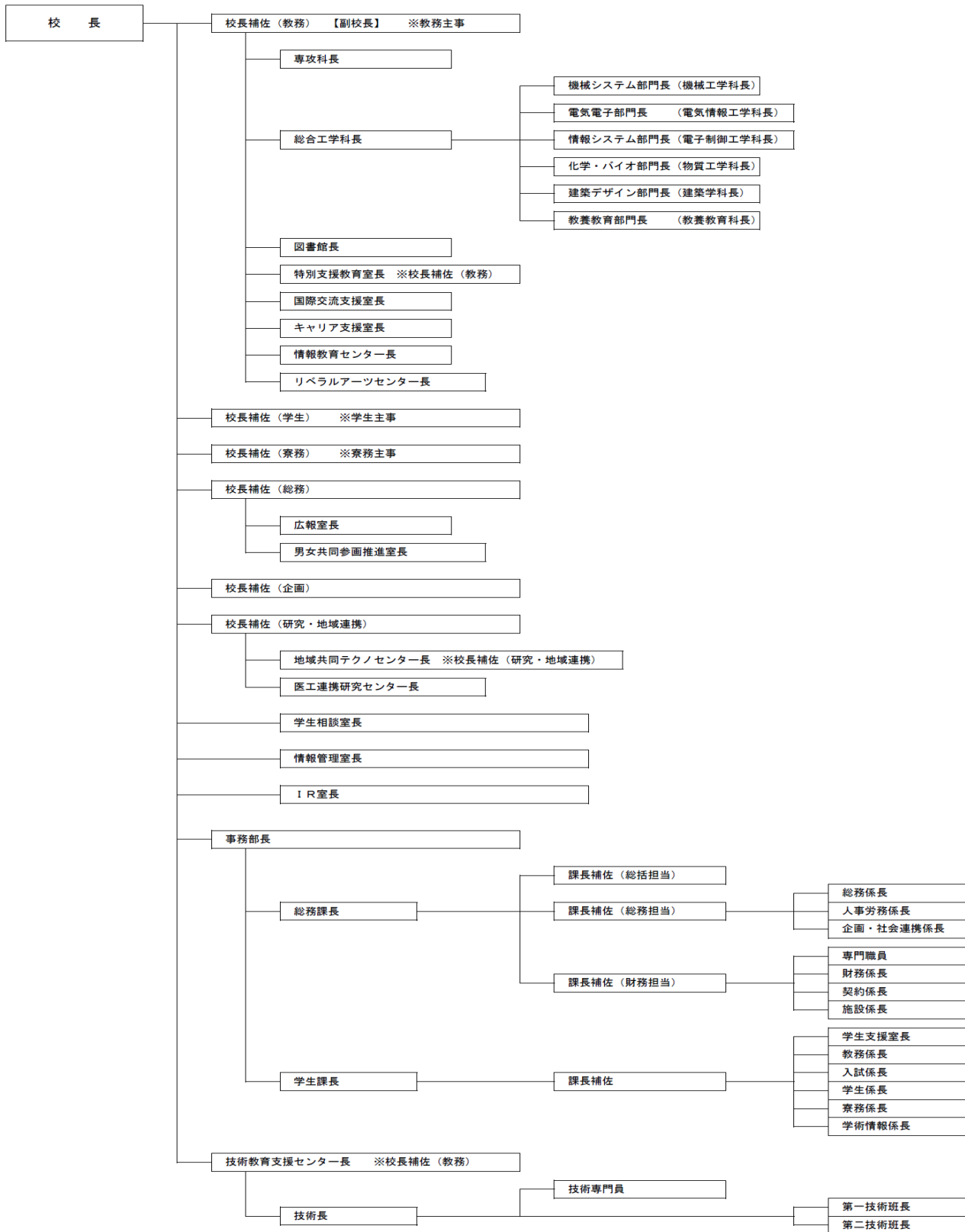
総務課総務係

T E L (0859) 24-5005

F A X (0859) 24-5009

# 1. 組織図

令和5年4月



[目次へ戻る](#)

**[独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構]**

**鳥取支部**

〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目1番11号

ポリテクセンター鳥取内

TEL (0857) 52-8781 FAX (0857) 52-8782

ホームページアドレス <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tottori/>

**鳥取障害者職業センター**

〒680-0842 鳥取市吉方189

TEL (0857) 22-0260 FAX (0857) 26-1987

ホームページアドレス <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tottori/>

**鳥取職業能力開発促進センター（ポリテクセンター鳥取）**

〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目1番11号

TEL (0857) 52-8781 FAX (0857) 52-8782

ホームページアドレス <https://www3.jeed.go.jp/tottori/poly/>

**鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）**

〒689-3537 米子市古豊千520番地

TEL (0859) 27-0111 FAX (0859) 27-0980

ホームページアドレス <https://www3.jeed.go.jp/yonago/poly/>

<設置根拠>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

<事業内容>

○ 鳥取支部

- (1) 高年齢者及び障害者に関する助成金及び給付金の申請書の受付
- (2) 高年齢者の雇用に係る相談・援助の実施
- (3) 障害者雇用納付金申告書及び調整金等の支給申請書の受付
- (4) 地方アビリンピックの開催
- (5) 障害者職業生活相談員の資格認定講習の実施
- (6) 求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導

○ 鳥取障害者職業センター

- (1) 障害者に対する職業相談、職業評価、職業準備支援の実施



- (2) 事業主に対する障害者の雇用管理に関する助言その他の援助の実施
- (3) 障害者及び事業主に対するジョブコーチ支援、リワーク（職場復帰）支援の実施
- (4) 就労支援機関の職員に対する就労支援に関する研修、助言や援助の実施
- (5) 知的障害者及び重度知的障害者の判定

○ 鳥取職業能力開発促進センター

- (1) 離職者を対象とする職業訓練の実施
- (2) 在職者を対象とする職業訓練の実施
- (3) 従業員の能力開発に関する相談の実施
- (4) 職業訓練指導員の派遣や施設設備等の開放
- (5) 民間教育訓練機関等を活用した生産性向上支援訓練の実施

○ 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター

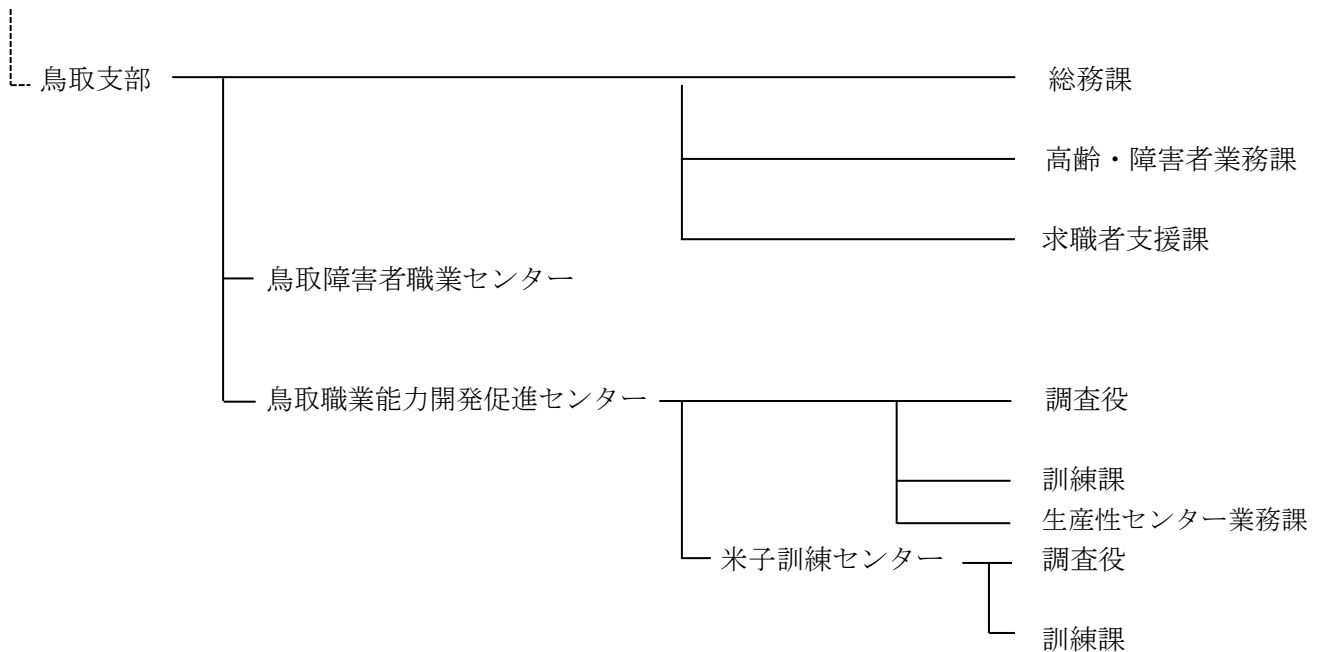
- (1) 離職者を対象とする職業訓練の実施
- (2) 在職者を対象とする職業訓練の実施
- (3) 従業員の能力開発に関する相談の実施
- (4) 職業訓練指導員の派遣や施設設備等の開放

<管轄区域>

鳥取県

<組織>

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)



[目次へ戻る](#)

## <情報公開・個人情報保護窓口>

本部企画部 情報公開広報課

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-2 高度訓練センター内

T E L (043) 213-6207 F A X (043) 213-6556

## <相談・案内窓口>

### ○ 鳥取支部

#### 1 高齢者・障害者雇用の支援に関するご相談（お問い合わせ）

高齢・障害者業務課

T E L (0857) 52-8803

F A X (0857) 52-8785

#### 2 求職者支援訓練に関するご相談（お問い合わせ）

求職者支援課

T E L (0857) 52-8804

F A X (0857) 52-8811

### ○ 鳥取障害者職業センター

障害者への職業相談・職業評価・職業準備支援、ジョブコーチ（職場適応援助者）支援及びリワーク（職場復帰支援）支援をはじめとした事業主支援、就労支援機関に対する助言・援助に関するご相談（お問い合わせ）

T E L (0857) 22-0260

F A X (0857) 26-1987

### ○ 鳥取職業能力開発促進センター

離職者訓練及び在職者訓練、事業主支援に関するご相談（お問い合わせ）

訓練課

T E L (0857) 52-8802

F A X (0857) 52-8784

生産性向上支援訓練に関するご相談（お問い合わせ）

生産性センター業務課

T E L (0857) 52-8804

F A X (0857) 52-8811

### ○ 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター

離職者訓練及び在職者訓練、事業主支援に関するご相談（お問い合わせ）

訓練課

T E L (0859) 27-5115

F A X (0859) 27-0980

## <電子申請制度窓口>

障害者雇用納付金関係電子申告申請に関する窓口

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金部

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3 障害者職業総合センター内

T E L (043) 297-9650

F A X (043) 297-9657

[目次へ戻る](#)

**【独立行政法人 労働者健康安全機構】**

**山陰労災病院**

〒683-8605 米子市皆生新田 1-8-1

T E L (0859) 33-8181

(メールアドレス) [toiawase@saninh.johas.go.jp](mailto:toiawase@saninh.johas.go.jp)

(ホームページアドレス) <http://www.saninh.johas.go.jp/>

<設置根拠>

労働者健康安全機構法

<事業内容>

一般病床 363 床、診療科目 24 診療科を標榜し、鳥取県西部保健医療圏において急性期医療を担う中核病院として一般患者及び業務災害、通勤災害による被災労働者等の診療を行っている。救急医療に関しては、救急指定病院として主に二次救急を受け持ち、鳥取県西部地区病院群輪番制及び小児輪番制に積極的に参画している。また、勤労者の予防医療活動の他、職場復帰や治療と就労の両立支援への取り組みを行っている。

<組織及び職員数>

後掲 (職員数：680 人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

総務課 (処理は本部)

T E L (0859)33-8181

F A X (0859) 22-9651

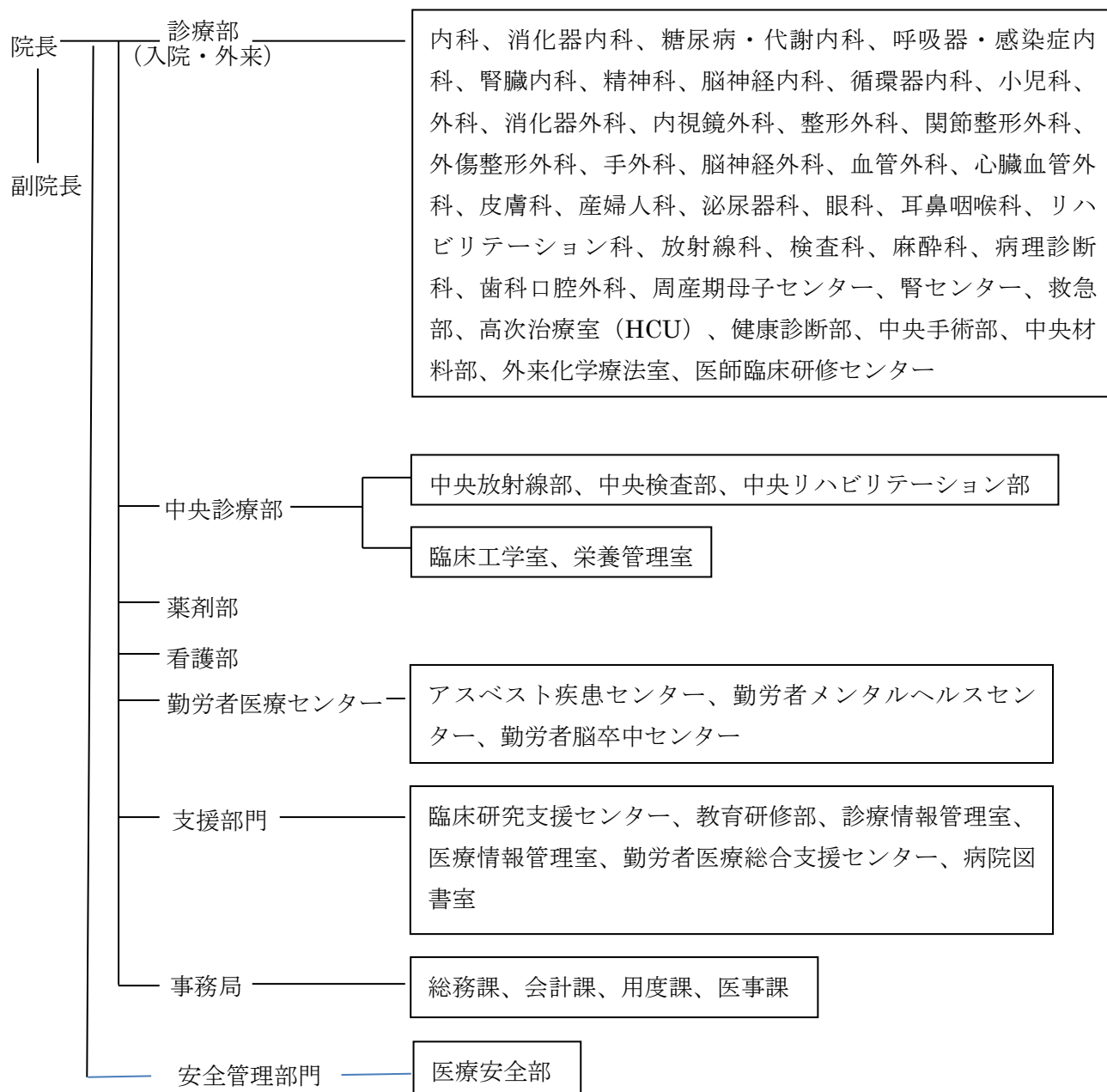
<相談・案内窓口>

総務課

T E L (0859)33-8181

F A X (0859) 22-9651

山陰労災病院組織図



**[独立行政法人 労働者健康安全機構]**

**鳥取産業保健総合支援センター**

〒680-0846 鳥取市扇町 115 番 1 鳥取駅前第一生命ビルディング 6F

T E L (0857) 25-3431 F A X (0857) 25-3432

(ホームページアドレス) <https://www.tottoris.johas.go.jp/>

(問合せフォームアドレス) [https://www.tottoris.johas.go.jp/?page\\_id=101](https://www.tottoris.johas.go.jp/?page_id=101)

(問合せメールアドレス) [info@tottoris.johas.go.jp](mailto:info@tottoris.johas.go.jp)

<設置根拠>

独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 2 号

独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書第 4 条第 1 項第 2 号、第 27 条

<事業内容>

労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、事業主、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行います。

- (1) 産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援
- (2) 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びにこれらの情報の提供
- (3) 産業保健業務に関する相談その他の援助
- (4) 産業医の選任義務のない事業主に対する産業保健業務に関する相談、情報の提供その他の援助
- (5) 産業保健業務に関する広報及び啓発

<管轄区域>

鳥取県

<組織及び職員数>

所長 — 副所長 — 事務主任 — 嘱託

(職員数：6人) 産業保健専門職

労働衛生専門職

<情報公開・個人情報保護窓口>

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1 番 1 号

独立行政法人労働者健康安全機構 事務管理棟 総務課

T E L (044) 431-8600

E-mail [jyoho@ml.johas.go.jp](mailto:jyoho@ml.johas.go.jp)

<相談・案内窓口>

鳥取産業保健総合支援センター

T E L (0857) 25-3431 F A X (0857) 25-3432

[目次へ戻る](#)

**[独立行政法人 国立病院機構]**

**鳥取医療センター** 〒689-0203 鳥取市三津 876

T E L (0857) 59-1111 F A X (0857) 59-1589

(ホームページアドレス) <https://tottori.hosp.go.jp/index.html>

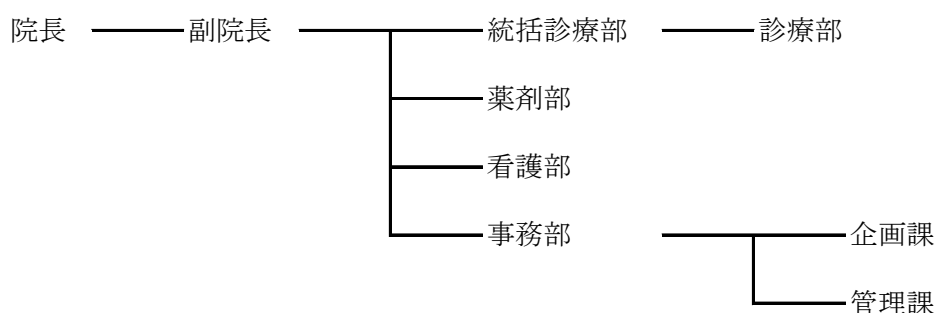
**<設置根拠>**

独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）

**<事業内容>**

- ① 医療の提供
- ② 医療に関する調査及び研究
- ③ 医療に関する技術者の研修
- ④ その他附帯する業務

**<組織及び職員数>** （職員数：550 人）



**<標榜診療科>**

内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、歯科

**<情報公開・個人情報保護窓口>**

事務部管理課

T E L (0857) 59-1111 代表

**<各種相談・案内窓口>**

事務部企画課専門職

T E L (0857) 59-1111 代表

地域医療連携室

T E L (0857) 59-1111 代表

**[独立行政法人 国立病院機構]**

米子医療センター 〒683-0006 米子市車尾 4-17-1

T E L (0859) 33-7111 F A X (0859) 34-1580

(ホームページアドレス) <https://yonago-mc.hosp.go.jp>

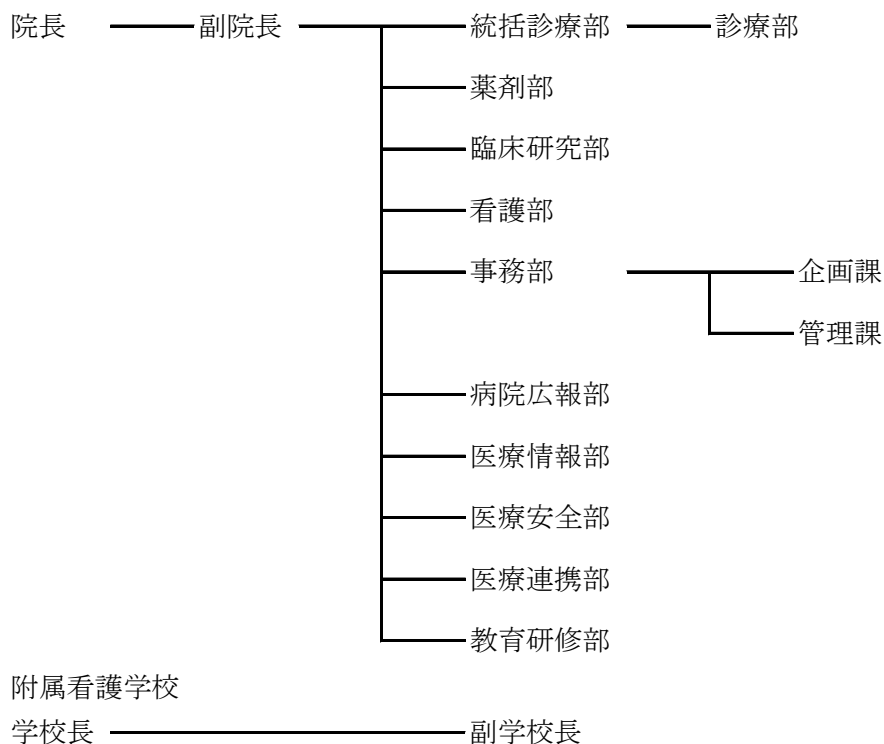
<設置根拠>

独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）

<事業内容>

- ① 医療の提供
- ② 医療に関する調査及び研究
- ③ 医療に関する技術者の研修
- ④ その他附帯する業務

<組織及び職員数>（職員数：457 人）



### <標榜診療科>

内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科、心療内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、血液腫瘍内科、循環器内科、小児科、消化器外科、整形外科、胸部乳腺外科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科・口腔外科、麻酔科、緩和ケア内科、感染症内科、肝臓内科

### <情報公開・個人情報保護窓口>

事務部管理課

T E L (0859)33-7111 (代表)

### <各種相談・案内窓口>

事務部企画課専門職

T E L (0859)33-7111 (代表)

地域医療連携室

T E L (0859)37-3930



**[国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構]**

**果樹茶業研究部門 鳥取ナシ育種研究サイト**

〒689-2221 東伯郡北栄町由良宿 2048(鳥取県園芸試験場内)

T E L (029) 838-6416 (果樹茶業研究部門)

(ホームページアドレス) <http://www.naro.affrc.go.jp>

**<設置根拠、所掌事務等>**

政府（まち・ひと・しごと創生本部）が進める「政府関係機関地方移転」に向けた取組の一環として、平成29年3月22日、農業・食品産業技術総合研究機構は、鳥取県と「梨づくり新時代を拓く包括連携協定」を締結し、同協定に基づき、ナシ研究の連携拠点として、「鳥取ナシ育種研究サイト」を設置した。同サイトでは、鳥取県を含む西日本での産地適性が高い梨の新品種の開発に取り組むこととしている。

**<組織>**

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

果樹茶業研究部門（茨城県つくば市）

鳥取ナシ育種研究サイト

（農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門から研究者を派遣）

**<相談・案内窓口、情報公開・個人情報保護窓口>**

農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門

T E L (029) 838-6416

**[林野庁]**

**国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター**

**中国四国整備局 鳥取水源林整備事務所**

〒680-0845 鳥取市富安1-152 SGビル内

T E L (0857)21-7751 F A X (0857)21-7753

(ホームページアドレス) <http://www.green.go.jp/>

**<設置根拠>**

国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）

**<事業内容>**

水源林造成業務（分収造林方式）の実行並びに造林木の収穫及び販売に関する業務等実施

**<管轄区域>**

鳥取県

**<職員数>**

5人

**<情報公開・個人情報保護窓口>**

中国四国整備局総務課

T E L (086)226-3295

F A X (086)231-6344

**<相談・案内窓口>**

鳥取水源林整備事務所

T E L (0857)21-7751

F A X (0857)21-7753

**[独立行政法人 家畜改良センター]**

**鳥取牧場**

〒689-2511 東伯郡琴浦町出上 14 番地

T E L (0858) 55-1511 F A X (0858) 55-2329

(ホームページアドレス) <http://www.nlbc.go.jp/tottori/>

(E-mail) nlbc\_tottori@nlbc.go.jp

<設置根拠>

独立行政法人家畜改良センター組織規程第 33 条

<事業内容>

- (1) 家畜等の改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと
- (2) 種畜及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付を行うこと
- (3) 種畜検査を行うこと
- (4) 第 1 号及び第 2 号に掲げる事務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと

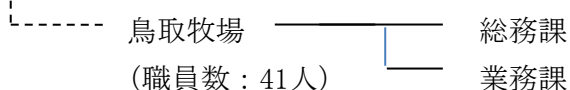
<事業区域>

種畜検査区域(対象家畜：乳用牛、肉用牛、馬、豚)

兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

<組織及び職員数>

(家畜改良センター)



<情報公開・個人情報保護窓口>

家畜改良センター総務部総務課

T E L (0248) 25-2231

F A X (0248) 25-3990

<相談・案内窓口>

鳥取牧場総務課

T E L (0858) 55-1511

F A X (0858) 55-2329

**[独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）]**

鳥取貿易情報センター 〒689-1112 鳥取市若葉台南 7-5-1

TEL (0857) 52-4335

(ホームページアドレス) <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/tottori/>

(E-mail) [ttr@jetro.go.jp](mailto:ttr@jetro.go.jp)

<設置根拠>

独立行政法人日本貿易振興機構法

<所掌事務>

- ・ 貿易に関する調査、及びその成果を普及すること
- ・ 我が国の産業、商品の紹介及び宣伝を行うこと
- ・ 貿易取引のあっせんを行うこと
- ・ 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他貿易に関する広報を行うこと
- ・ 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと
- ・ 上記業務に附帯する業務を行うこと

<管轄区域>

鳥取県

<組織及び職員数>

日本貿易振興機構（職員数：1,859人（2022年1月1日現在））

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル

└───┬───┘  
鳥取貿易情報センター

<情報公開・個人情報保護窓口>

鳥取貿易情報センター

TEL (0857) 52-4335

<相談・案内窓口>

鳥取貿易情報センター

TEL (0857) 52-4335

E-mail [ttr@jetro.go.jp](mailto:ttr@jetro.go.jp)

**[独立行政法人 自動車技術総合機構]**

**中国検査部鳥取事務所**

〒680-0006 鳥取市丸山町 224

T E L (0857) 22-4210 F A X (0857) 22-4213

<設置根拠>

独立行政法人自動車技術総合機構法、独立行政法人自動車技術総合機構組織規程第 77 条

<事業内容>

自動車検査における保安基準に適合するかどうかの審査及び附帯業務（軽自動車を除く。）

<管轄区域>

鳥取県

<組織及び職員数>

(中国検査部)

└──────────┘ 鳥取事務所 (職員数：4人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

本部総務部総務課

T E L (03) 5363-3441

F A X (03) 5363-3347

<相談・案内窓口>

自動車の検査に関する問い合わせ

鳥取事務所

T E L (0857) 22-4210

F A X (0857) 22-4213

**【独立行政法人 自動車事故対策機構】**

**鳥取支所** 〒680-0006 鳥取市丸山町 219-1

鳥取県トラック協会研修センタービル

T E L (0857) 24-0802 F A X (0857) 24-0861

(ホームページアドレス) <https://www.nasva.go.jp>

<設置根拠条文>

独立行政法人自動車事故対策機構法

<事業内容>

- ・自動車事故の発生防止のために、
  - ① 運行管理者等指導講習による安全の確保に必要な管理手法の取得
  - ② 運転者適性診断による運転の特性を診断し安全運転に役立つきめ細やかなアドバイス
  - ③ 安全マネジメント講習会等により運輸安全マネジメントの浸透・定着
  - ④ 運輸安全マネジメント評価・コンサルティング等による個別事業者の安全マネジメント体制を支援
- ・自動車事故による被害者の方の援護のために、  
介護料の支給や医療施設の設置・運営による重度後遺障害者への援護
- ・安全な自動車の普及・促進をはかるために、  
中立公正な立場で自動車アセスメント情報を積極的に公表

<管轄区域>

鳥取県

<組織及び職員数>

鳥取支所 総務・経理、指導講習、適性診断、被害者援護担当 (職員数：2人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島主管支所 総務・経理担当 T E L (082) 297-2255

<相談・案内窓口>

鳥取支所 T E L (0857) 24-0802 F A X (0857) 24-0861

**[西日本電信電話株式会社 鳥取支店]**

〒680-0007 鳥取市湯所町 2-258

T E L (0857) 27-9317

(ホ-ムペ-ジアドレス) <https://www.ntt-west.co.jp/tottori/>

<設置根拠>

西日本電信電話株式会社組織規程第2条

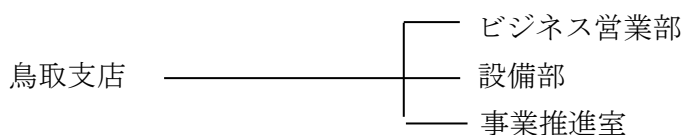
<業務内容>

地域電気通信サービス等の提供等に関すること

<管轄区域>

鳥取県

<組織>



<情報公開・個人情報保護窓口>

0120-019000 (お客様相談センター)

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始 (12/29～1/3)

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

<各種相談・案内窓口>

○ 電気通信サービス等に係る個人情報の具体的な取扱いについて

(1) 開示・訂正等のお申出先

局番なしの「116」

携帯電話からは「0800-2000116」

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：年末年始 (12/29～1/3)

※ フリーアクセスは NTT 西日本エリア (北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区) 以外からはご利用になれません。

(2) 取扱いに関するご意見・ご要望

0120-019000（お客様相談センター）

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

○ フレッツサービスやひかり電話などに関するお申し込み・お問い合わせ

0120-116116

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：年末年始（12/29～1/3）

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

○ 電話サービスに関するお申し込み・お問い合わせ

局番なしの「116」

携帯電話からは「0800-2000116」

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：年末年始（12/29～1/3）

※ フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）以外からはご利用になれません。

○ ひかり電話やフレッツサービスに関する故障などのお問い合わせ

0120-248995

受付時間：24時間受付（一部時間帯は録音受付による対応となります）

※ 故障修理などの対応については午前9時～午後5時とさせていただきます。

※ NTT東日本エリアからは0120-248842にて受付を実施しております。

※ フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）以外からはご利用になれません。

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

○ 電話の故障・垂れ下がっている電話線などのお問い合わせ

局番なしの「113」

ひかり電話・携帯電話からは「0120-444113」

受付時間：24時間（音声ガイダンスによる録音受付）

※ オペレーターが録音内容を確認後、順次呼び返しにて対応いたします。（一部時間帯においては、オペレーターが直接受付を行う場合があります。）

※ 緊急対応が必要な場合にはオペレーターがお受けいたしますので、音声ガイダンスに沿ってご対応ください。

※ 故障修理などの対応については午前9時～午後5時とさせていただきます。



○ NTT 西日本に関するご意見・ご要望・お問い合わせ

0120-019000（お客様相談センター）

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

○ 通信設備工事の品質向上に関するご意見

0120-928449

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※ より一層お客様に安心していただける工事に努めるために、工事前後の挨拶や電話  
工事中の安全面等に関するお客様のご意見・ご要望等を頂戴する窓口です。

※ フリーアクセスはNTT 西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）  
以外からはご利用になれません。

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

お問い合わせいただく際は、電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

また、一部はインターネットでもお問い合わせいただけます。

詳しくは以下のページよりご覧ください。

<https://www.ntt-west.co.jp/share/inquire.html>

**〔日本放送協会〕**

**鳥取放送局**

〒680-8701 鳥取市寺町 100

T E L (0857) 29-9200

(ホームページアドレス) <http://www.nhk.or.jp/tottori/>

**米子支局**

〒683-0812 米子市角盤町 1-76

T E L (0859) 22-6121

<設置根拠>

放送法

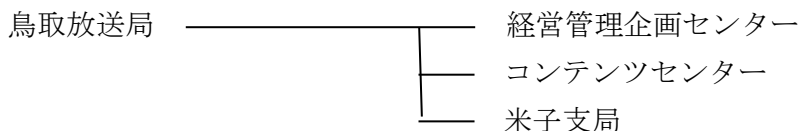
<事業内容>

- (1) 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送による国内基幹放送
- (2) テレビジョン放送による国内基幹放送（衛星基幹放送）
- (3) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究
- (4) 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送
- (5) 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送

<管轄区域>

鳥取県

<組織>



<情報公開・個人情報保護窓口>

鳥取放送局

T E L (0857) 29-9200

日本放送協会は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の対象法人には含まれないが、独自の情報公開のための仕組みを作り、情報公開に努めている。

**[放送大学学園]**

**放送大学鳥取学習センター**

〒680-0845 鳥取市富安 2-138-4

T E L (0857) 37-2351 F A X (0857) 37-2352

(Mail) [newtottori@ouj.ac.jp](mailto:newtottori@ouj.ac.jp)

(ホームページアドレス) <https://www.sc.ouj.ac.jp/center/tottori/>

<設置根拠>

放送大学学園法

<事業内容>

面接授業の実施、単位認定試験の実施、図書設置、放送番組の再視聴機会の提供、学生の学習相談、  
証明書の発行、広報・学生募集等

<管轄区域>

鳥取県及び隣接市町村

<組織及び職員数>

所長 —— 事務長 —— 事務職員  
(職員数：7人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

放送大学本部総務課

T E L (043) 298-4207

<相談・案内窓口>

放送大学本部学生サポートセンター

T E L (043) 276-5111

財務省所管

**[日本たばこ産業株式会社]**

鳥取支社

〒680-0824 鳥取市行徳 1-232

T E L (0857) 22-7227

F A X (0857) 27-6967

(ホームページアドレス) <https://www.jti.co.jp>

<設置根拠>

日本たばこ産業株式会社法

<事業内容>

製造たばこの販売

<管轄区域>

鳥取県

<組織>

鳥取支社

<情報公開・個人情報保護窓口>

JT 本社(代表)

T E L (03) 6636-2914

<相談・案内窓口>

鳥取支社

T E L (0857) 22-7227

[株式会社 日本政策金融公庫]

**鳥取支店** 〒680-0833 鳥取市末広温泉町 723 (鳥取県 JA 会館)  
 TEL (0857) 22-3156 (国民生活事業)  
 TEL (0857) 20-2151 (農林水産事業)  
 TEL (0857) 23-1641 (中小企業事業)

**米子支店** 〒683-0823 米子市加茂町 2-106 (甲南アセット米子ビル)  
 TEL (0859) 34-5821 (国民生活事業)

(ホームページアドレス) <https://www.jfc.go.jp/>

<根拠法>

株式会社日本政策金融公庫法

<事業内容>

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の機能を担うことにより、国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。

- 国民生活事業：小口の事業資金融資、創業支援、事業再生・事業承継支援、ソーシャルビジネス支援、海外展開支援、国の教育ローン、恩給・共済年金等を担保とする融資
- 農林水産事業：担い手を育て支える農林水産業者向け融資、食の安全の確保、農食連携を支える加工流通分野向け融資、コンサルティングやビジネスマッチング等の経営支援サービス
- 中小企業事業：中小企業への長期事業資金の融資、新事業支援、事業再生・事業承継支援、海外展開支援、証券化支援、信用保証協会が行う債務の保証に係る保険引受等、ビジネスマッチング等による経営課題解決支援

<組織・管轄区域>

鳥取支店	—	国民生活事業	鳥取・倉吉の各市、岩美・若桜・智頭・八頭・三朝・湯梨浜・北栄の各町
		農林水産事業	県内全域
		中小企業事業	県内全域
米子支店	—	国民生活事業	米子・境港の各市、琴浦・日吉津・大山・南部・伯耆・日南・日野・江府の各町村

<情報公開・個人情報保護窓口>

鳥取支店	中小企業事業	総括課長	TEL (0857) 23-1641
米子支店	国民生活事業	総括課長	TEL (0859) 34-5821

**[日本年金機構]**

(ホームページアドレス) <https://www.nenkin.go.jp/>

(相談・手続窓口) <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

日本年金機構への照会については、上記アドレスから検索の上お問い合わせください。

**[全国健康保険協会]**

**鳥取支部**

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地

アクティ日ノ丸総本社ビル5階

TEL (0857) 25-0050 FAX (0857) 25-0060

(ホームページアドレス) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tottori/>

**<設置根拠>**

健康保険法第7条の4第1項、全国健康保険協会定款第3条第2項

**<事業内容>**

支部においては、当該支部に係る次の各号に掲げる事項を処理する。

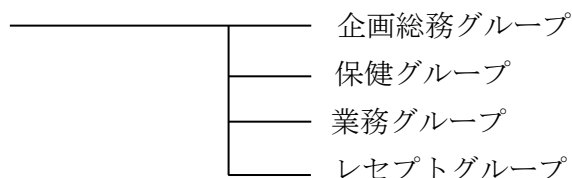
- (1) 健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く）の資格に関する事
- (2) 被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付および検認に関する事
- (3) 健康保険法第4章の規定による保険給付（支払を除く）に関する事
- (4) 日雇特例被保険者に係る保険給付（支払を除く）に関する事
- (5) 任意継続被保険者の保険料の収納および還付に関する事
- (6) 健康保険法第6章の規定による保健事業の運営に関する事
- (7) 健康保険法第6章の規定による福祉事業の運営に関する事
- (8) 評議会の運営に関する事
- (9) その他支部の業務および財務に関する事項であって理事長が委任した事項

**<管轄区域>**

鳥取県

**<組織及び職員数>**

全国健康保険協会鳥取支部  
(職員数：45人)



**<情報公開・個人情報保護窓口>**

担当：企画総務グループ

TEL (0857) 25-0051

FAX (0857) 25-0060

<相談・案内窓口>

相 談 内 容	電話番号	案内窓口
被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証等の発行、健康保険任意継続被保険者制度、傷病手当金や高額療養費などの健康保険給付に関する事	(0857) 25-0052	業務グループ
レセプト（診療報酬明細書）点検、医療費通知、交通事故等第三者行為の医療費などに関する事	(0857) 25-0053	レセプトグループ
生活習慣病予防健診、特定健康診査、保健指導などに関する事	(0857) 25-0054	保健グループ
事業計画、評議会、保険料の策定、広報、庶務などに関する事	(0857) 25-0051	企画総務グループ

(注) 全国健康保険協会は、健康保険法に基づき、厚生労働省所管の特別の法律により設立された法人であることから、本ガイドブックでは、便宜上、特殊法人の欄に掲げた。



**[日本中央競馬会]**

**米子場外勝馬投票券発売所**

〒683-0104 米子市大崎 3602-3

T E L (0859) 25-1888

(ホームページアドレス) <http://jra.jp>

<設置根拠>

日本中央競馬会法

<事業内容>

中央競馬の勝馬投票券発売・払戻

<組織及び職員数>

日本中央競馬会 ..... ウィンズ部 ..... 米子場外勝馬投票券発売所 (職員数：4人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

本部総務部情報公開室

T E L (03) 3591-5251 (代表)

<相談・案内窓口>

本部総務部情報公開室

T E L (03) 3591-5251 (代表)

[目次へ戻る](#)

**[株式会社 商工組合中央金庫]**

**鳥取支店** 〒680-0023 鳥取市片原 2-218  
 T E L (0857) 22-3171 F A X (0857) 37-0457  
 (ホームページアドレス) <https://www.shokochukin.co.jp/>

**米子支店** 〒683-0067 米子市東町 168  
 T E L (0859) 34-2711 F A X (0859) 32-2128  
 (ホームページアドレス) <https://www.shokochukin.co.jp/>

<設置根拠>

株式会社商工組合中央金庫法

<事業内容>

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務

<管轄区域>

鳥取支店 : 鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、東伯郡  
 米子支店 : 米子市、境港市、西伯郡、日野郡

<組織及び職員数>

(職員数 : 25 人)

鳥取支店 支店長 — 次長 — 営業第一課  
 (14人) 業務課

米子支店 支店長 — 次長 — 営業課  
 (11人) 業務課

<情報公開・個人情報保護・相談・案内窓口>

鳥取支店 T E L (0857) 22-3171 F A X (0857) 37-0457  
 米子支店 T E L (0859) 34-2711 F A X (0859) 32-2128

国土交通省所管

[日本貨物鉄道株式会社]

関西支社岡山支店 米子営業所 〒689-3541 米子市二本木 500 番地

T E L (0859)27-3686 F A X (0859)27-3687

(ホ-ムペ-ジアドレス) <https://www.jrfreight.co.jp/>

<設置根拠>

日本国有鉄道改革法第8条、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条

<事業内容>

貨物鉄道事業、倉庫業、駐車場業、広告業、自動車整備業、一般土木・建築の設計工事監理及び  
工事業、その他附帯・関連事業等

<管轄区域>

鳥取県、島根県

<組織及び職員数>

関西支社……………岡山支店……………米子営業所（職員数：4人）

<情報公開・個人情報保護窓口>

関西支社 総務部

T E L (050)2017-4156

F A X (050)2017-2560

<相談・案内窓口>

米子営業所

T E L (0859)27-3686

F A X (0859)27-3687

**[西日本高速道路株式会社中国支社]**

**米子高速道路事務所**

〒689-3515 米子市赤井手 962-2

TEL (0859) 27-2181

(ホームページアドレス) <https://www.w-nexco.co.jp/>

**<設置根拠>**

高速道路株式会社法

**<事業内容・管轄区域>**

米子自動車道 (久世IC～米子IC) 維持管理・料金サービス

米子自動車道 蒜山IC～米子ICの4車線化事業

**<組織及び社員数>(カッコ内は社員数)**

中国支社

└─── 米子高速道路事務所 (27)

**<情報公開・個人情報保護窓口>**

西日本高速道路株式会社 広報課 TEL (06) 6344-4000 (代表)

〒530-0003 大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ 19階

窓口営業時間 9時30分～12時 (受付は11時45分まで)

13時～17時 (受付は16時45分まで)

(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

(注) 西日本高速道路株式会社中国支社及び下部機関に関する情報の開示請求等は、  
上記窓口で受け付けています。

**<相談・案内窓口>**

- NEXCO 西日本お客さまセンター (西日本の高速道路料金・交通情報の問合せ)

TEL (フリーダイヤル) 0120-924863 (年中無休・24時間)

※ 上記電話が利用できない場合は、06-6876-9031 (通話料有料)

- 道路緊急ダイヤル (道路損傷、落下物などの緊急事態の通報)

TEL #9910

- 西日本高速道路株式会社ホームページ (メールによる各種お問合せ)

<https://www.w-nexco.co.jp/inquiry/agreement/>

[国立大学法人 鳥取大学]

(ホームページアドレス) <https://www.tottori-u.ac.jp/>

(メールアドレス) [ge-soumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp](mailto:ge-soumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp)

鳥取キャンパス 〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地

T E L (0857) 31-5007 F A X (0857) 31-5018

米子キャンパス 〒683-8503 米子市西町86番地

T E L (0859) 33-1112 F A X (0859) 38-7029

<設置根拠>

国立大学法人法第22条

<事業内容>

教育・研究・診療等

<組織及び職員数>

後掲（職員数2,597人）

<情報公開・個人情報保護窓口>

事務局 総務企画部総務企画課 広報企画係 T E L (0857) 31-5006 F A X (0857) 31-5018

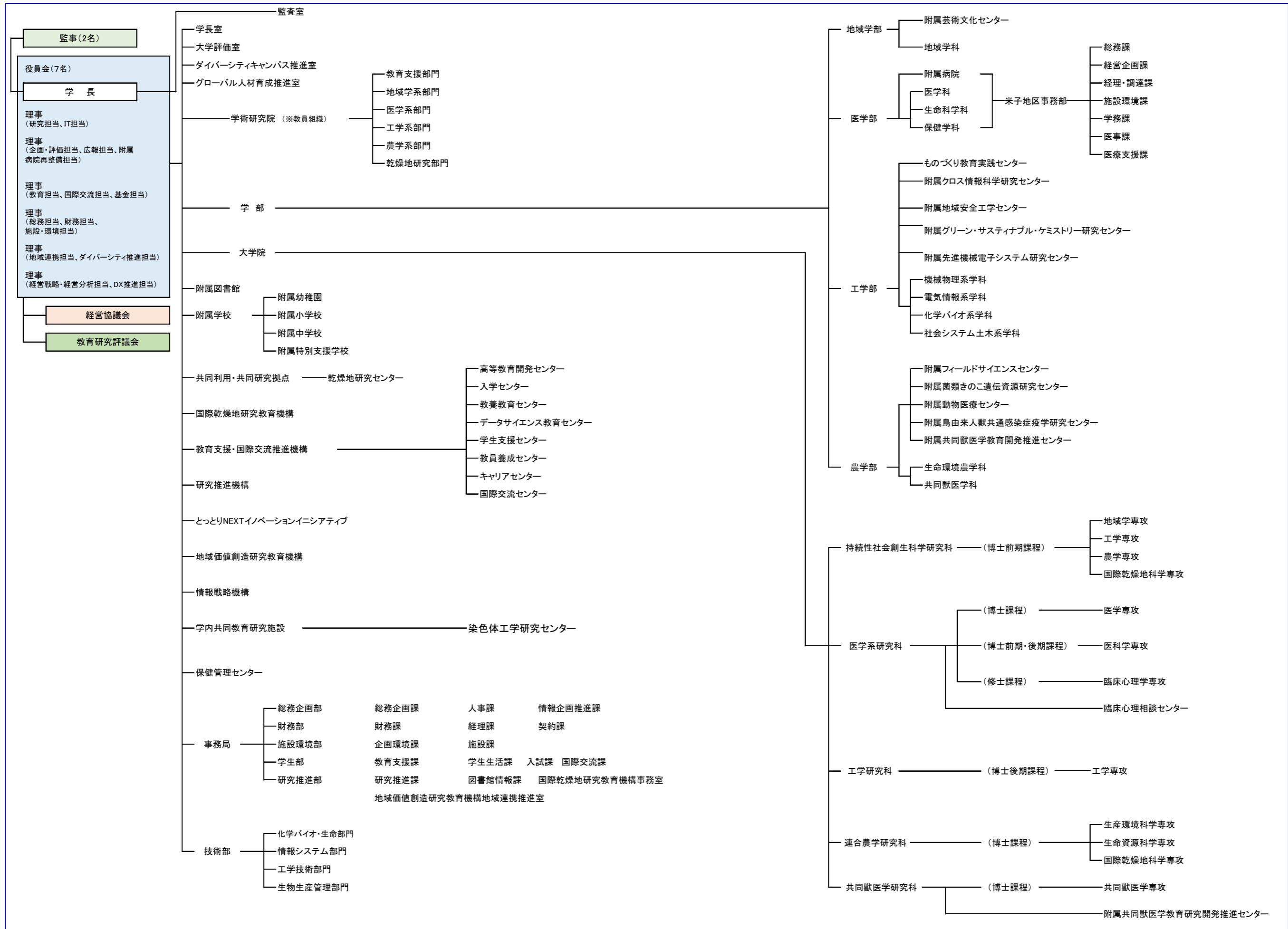
<相談・案内窓口>

○ 鳥取キャンパス 〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地

T E L (0857) 31-5007 F A X (0857) 31-5018

○ 米子キャンパス 〒683-8503 米子市西町86番地

T E L (0859) 33-1112 F A X (0859) 38-7029



[国立大学法人 岡山大学]

惑星物質研究所

〒682-0193 東伯郡三朝町山田 827

T E L (0858) 43-1215 F A X (0858) 43-2184

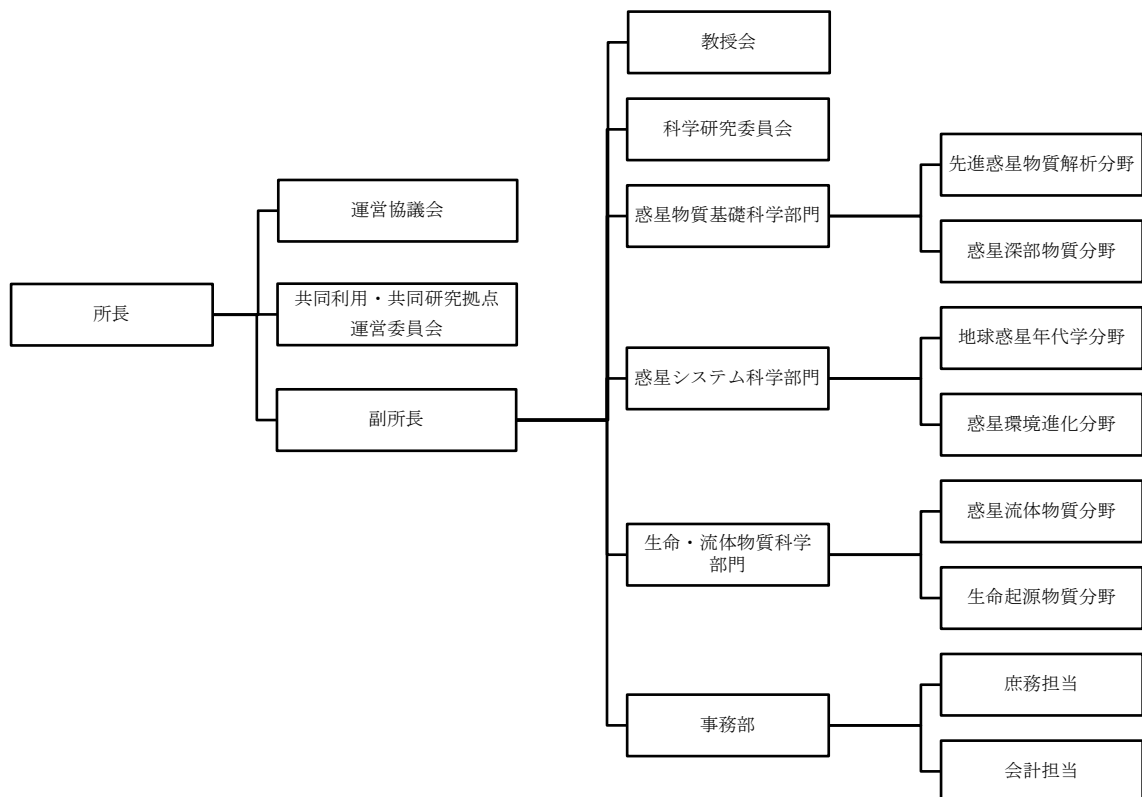
(E-mail) [eee0502@adm.okayama-u.ac.jp](mailto:eee0502@adm.okayama-u.ac.jp)

(ホームページアドレス) <http://www.misasa.okayama-u.ac.jp/jp/>

### <事業内容>

惑星物質研究所は、平成 28 年 4 月地球物質科学研究センターを改組し設置された。当研究所の歴史は昭和 26 年に設置された岡山大学温泉研究所より始まり、4 度の改組を経て現在に至っている。この間、地球化学そして実験地球物理学的手法に基づき地球および惑星物質科学研究に一貫して取り組み、先進的な研究活動が国際的にも高く評価されている。当研究所には、惑星物質基礎科学部門、惑星システム科学部門、生命・流体物質科学部門の 3 つの研究部門が設置される。地球を含む惑星物質の起源・進化・ダイナミクスの探求に加え、総合的かつ普遍的な物質科学のアプローチを用いた、既存の学問分野にとらわれない先進的研究の開拓にも積極的に取り組んでいる。

### <組織> (職員数：43 人)



[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

岡山大学総務・企画部総務課  
(岡山大学本部棟 4 階)

T E L 086-251-7018      F A X 086-251-7294  
〒700-8530 岡山市北区津島中 1-1-1

<相談・案内窓口>

惑星物質研究所事務部庶務担当

T E L 0858-43-3702      F A X 0858-43-2184